

新・大阪府地震防災 アクションプラン

平成27年3月
(令和7年3月一部修正)

大 阪 府

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 基本方針 | 1 |
| (1) 新アクションプランがめざすもの..... | 1 |
| (2) 取組期間と目標..... | 3 |
| (3) 政策ターゲット（標的）とアクション（具体的な取組）..... | 4 |
| (4) プランの進捗管理〔P D C Aサイクルの実施〕 | 7 |
| 2 被害軽減目標 | 8 |
| 3 3つのミッションと100のアクションの推進..... | 10 |
| (1) 推進方針と推進体制..... | 10 |
| (2) アクション | 11 |
| (3) 新アクションプランをより進める推進体制の確立..... | 63 |

1. 基本方針

(1) 新アクションプランがめざすもの

- 大阪府では、平成 21 年 1 月に「大阪府地震防災アクションプラン（以下、「前 AP」という。）」を策定し、上町断層帯地震及び東南海・南海地震の被害想定を対象とした被害軽減対策に取り組んできました。
- しかし、平成 23 年 3 月、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発災したことから、この大震災を貴重な教訓とした新たな知見等に基づき、南海トラフ巨大地震の被害想定を算定し、平成 26 年 3 月に「大阪府地域防災計画」の修正を行うとともに、平成 27 年 3 月に「新・大阪府地震防災アクションプラン（以下、「新 AP」という。）」を策定し、府民の人命をはじめ、万一にあっても被害の最大限の軽減をめざすなど、新たな対策強化に取り組んでいくこととしました。
- 「新 AP」の策定にあたっては、南海トラフ巨大地震に加え、上町断層帯地震等、府内で想定される地震被害リスクへの対応について、あらゆる側面から吟味するとともに、東日本大震災等、これまでの災害から得られた経験・知見の活用、国土強靭化基本計画に示された方針、長周期地震動に関する新たな知見等も踏まえ、ハード対策・ソフト対策の両面から 100 のアクションを位置づけて、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の被害軽減を図るため、地震津波対策に取り組んでいくこととしました。
- 「新 AP」は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の取組期間とし、府民の安心安全確保に全力を傾けるため、平成 27 年度から平成 29 年度までを「集中取組期間」と位置づけ、毎年度、その進捗状況や目標達成度の評価を行い、着実な推進につなげてきた結果、プラン全体としては概ね「集中取組期間」の目標を達成しました。

- その後、平成 31 年 1 月には、平成 30 年に発生した大阪府北部地震をはじめ、台風第 21 号などの度重なる災害の教訓などを踏まえ、新たなアクションを追加するなどの修正を行いました。
- 令和 5 年度からは、次期「新 A P」策定のため、地震被害想定の見直しに着手しましたが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震などの影響により、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」見直し作業が遅れ、それを受け、府の被害想定見直しも遅れることになりました。
- しかし、能登半島地震など近年の災害を踏まえ、災害対応力を強化する必要があるため、新たなアクションを追加するとともに、「新 A P」の取組期間を令和 8 年度まで延長しました。
- 引き続き、被害軽減目標の達成に向けて、取り組むとともに、併せて、毎年度の進捗や目標達成度の評価を継続してまいります。
- また、平成 27 年 9 月の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた 17 の国際目標（SDGs[※]）が採択され、わが国においても、平成 28 年 12 月に、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が示されました。新 AP の取組内容は、この 17 の国際目標（SDGs）のうち、目標 11【包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する】と関連が深いことから、これらの目標の視点も踏まえたうえで、取組を着実に推進してまいります。

※Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標



(2) 取組期間と目標

① 取組期間

- 平成 27 年度（2015 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 10 年間としていましたが、2 年延長し、令和 8 年度までの 12 年間とします。

② 集中取組期間の設定

- とりわけ、府民の安心安全確保に全力を傾けるため、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を「集中取組期間」とし、重点的に取組むこととしています。（平成 26 年度から着手したアクションは 0（ゼロ）年次の取組と位置付けました）

③ 基本目標

- 発災による死者（犠牲者）数を限りなくゼロに近づけるとともに、その建物被害や経済的被害についても最小限に抑えることを究極の目標とします。

④ 被害軽減目標の定量化

- 「取組期間」において、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等の着実な取組や発災時の的確な行動を通じて達成が可能と見込む、被害軽減目標（アクションによる効果）を定量的に明示しました。

⑤ その他

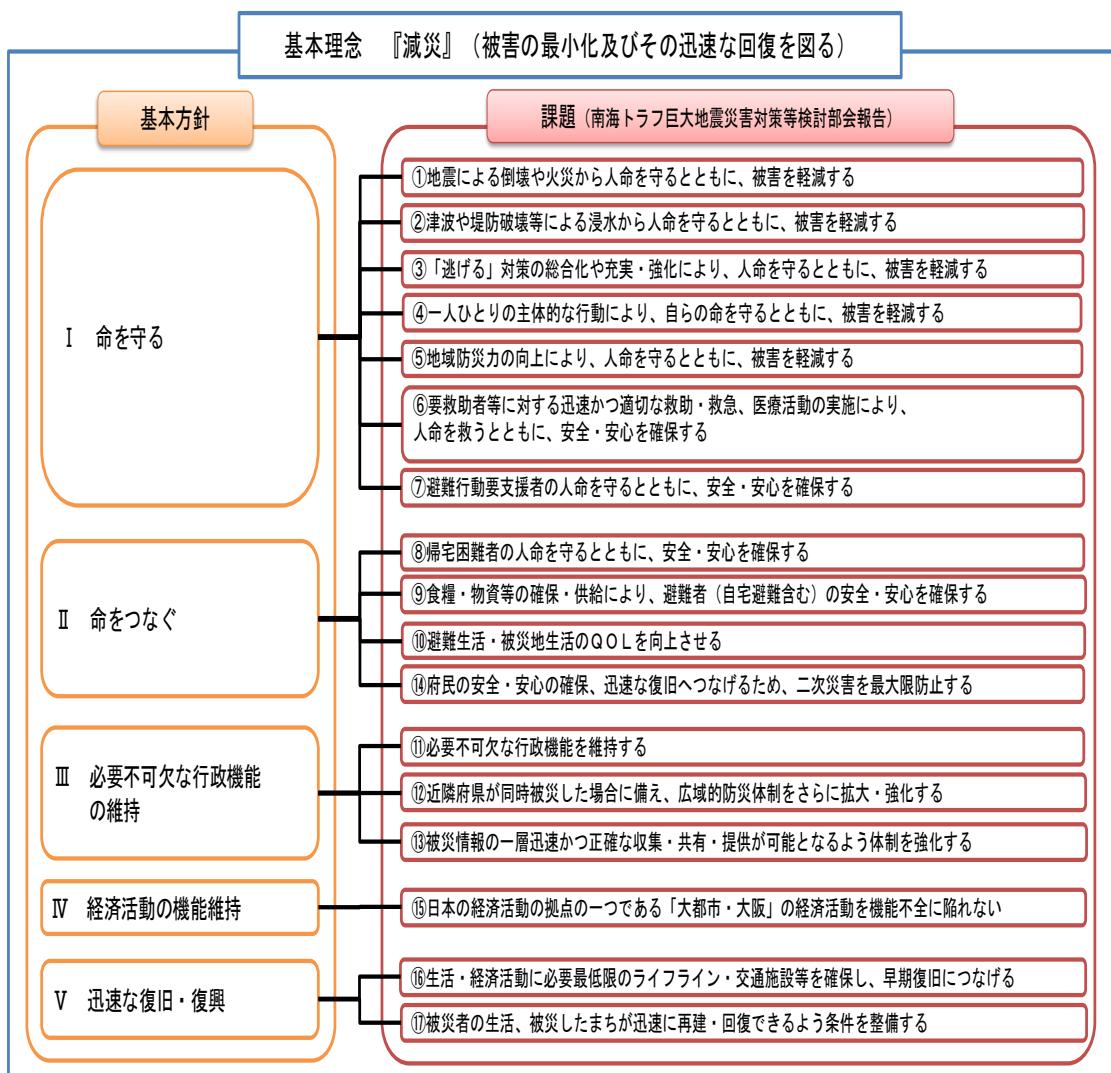
- アクションの推進にあたっては、今後の財政規律を踏まえつつ、被害軽減目標の達成に向けた着実な取組を進めます。

(3) 政策ターゲット（標的）とアクション（具体的な取組）

① 政策ターゲット

- 新APが視野に置く政策ターゲットは、「大阪府地域防災計画（平成26年3月）」で定めた基本理念『減災』と、『命を守る』をはじめとする5つの基本方針に基づき設定した“17の課題”です。

【政策ターゲット（17の課題）】



② 「アクション」ごとの目標設定

- 100 のアクションには、被害軽減目標の着実な達成に向けて、それぞれ「集中取組期間」及び「取組期間」でのめざすべき目標を設定しました。
- なお、アクションの立案にあたっては、以下の点に留意しました。

〔アクションの立案及び推進にあたっての留意点〕

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な対策を検討
- ・「大阪府地域防災計画（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、府民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担を組合わせて対策を立案・推進
- ・高齢者、障がい者、子ども、女性、外国人等に十分配慮
- ・既存資源の有効活用に努め、非常時における防災・減災効果の発揮のみならず、平常時も有効活用される対策としての工夫に努力
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果の最大化にも努力（コストパフォーマンス）
- ・国家的な観点からの支援が必要な取組は、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を国に積極的に提案し、強く要請
- ・令和 6 年の能登半島地震、平成 30 年の大坂府北部地震や台風第 21 号などの度重なる災害の「課題・教訓・対応」などを踏まえた「対応方針」や「取組」を反映
- ・2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度の 3 年間の短期目標を設定し取組を推進

③ 「重点アクション」の設定

- 限られた資源の効果的投入により、集中取組期間中に、できる限り事業効果を発揮することで、府民の安心安全につなげるため、アクションの内、特に優先順位の高いものを「重点化」事業（以下、「重点アクション」という。）と位置付けました。

〔重点化にあたっての優先順位付けの考え方〕

- ・ 優先順位付けは「命を守り、つなぐ」を第一とする。
 - ・ その上で、我が国の成長を支える「大都市・大阪」の880万府民の生活とその経済的打撃の軽減や迅速な回復にも力を傾ける。
 - ・ また、令和6年の能登半島地震、平成30年の大阪府北部地震や台風第21号などの度重なる災害の課題や教訓を踏まえ、南海トラフ地震対応の強化となるもの。
 - ・ 具体的には、府が果たすべき役割、対策効果（費用対効果、複数の課題解決効果、呼び水効果等）及び緊急度の観点から、概ね、
 - ① 取組に一定の時間と財政資源投入を要するが、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策
 - ② 津波から住民の命を守るために重要となる、地域・コミュニティにおける「逃げる」対策やその総合的推進に努める市町村等の取組に対するソフト対策
 - ③ 地震発生後、「府民の命をつなぐ」等、迅速かつ的確な災害応急対応を行う上で、必要性が極めて高い対策
 - ④ 平成31年1月に、南海トラフ地震対応強化策検討委員会にて取りまとめられた「南海トラフ地震対応の強化策について（提言）」により強化する対策
 - ⑤ 令和6年能登半島地震の振り返りにより顕在化した課題に対して、強化する対策
- を重点アクションとする。

(4) プランの進捗管理[P D C A サイクルの実施]

- 各アクションは、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見直し・改善につなげ、新APの着実な推進を図ります。

2. 被害軽減目標

○ 被害軽減目標について、甚大な人的被害をもたらすおそれが明らかとなつた南海トラフ巨大地震を対象に推計し、以下のとおり設定しました。

※新APの各アクションは、上町断層帯等の直下型地震への対策としても有効です。上町断層帯地震における、各アクションの取組による被害軽減効果については、P89に示しています。

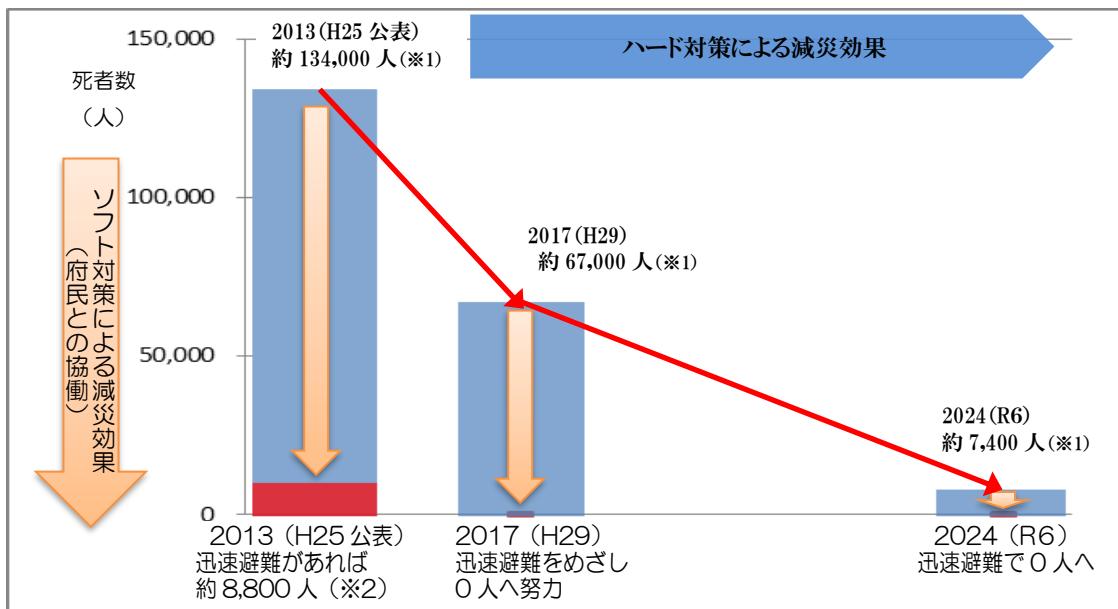
① 人的被害（死者数）

- 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、
 - ・集中取組期間：『人的被害（死者数）半減』
 - ・取組期間：『人的被害（死者数）9割減』をめざします。
- 加えて、府民のみなさまに迅速かつ安全に避難いただく、いわゆる「逃げる」取組により、府民のみなさまとともに、
『人的被害（死者数）を限りなくゼロに近付けること』
をめざします。

- 防潮堤の津波浸水対策等の緊急的取組により、
 - ・集中取組期間：『堤防沈下等による被害^(注)をゼロに近づけること』
をめざします。

（注）：地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、津波到達前の潮位（朔望平均満潮位）による浸水により想定される被害

【人的被害】



※1 … 「早期避難率低」の場合（避難開始が発災 5 分後：20%、15 分後：50%、津波到達後あるいは避難しない：30%）

※2 … 「避難迅速化」の場合（避難開始が発災 5 分後：100%）

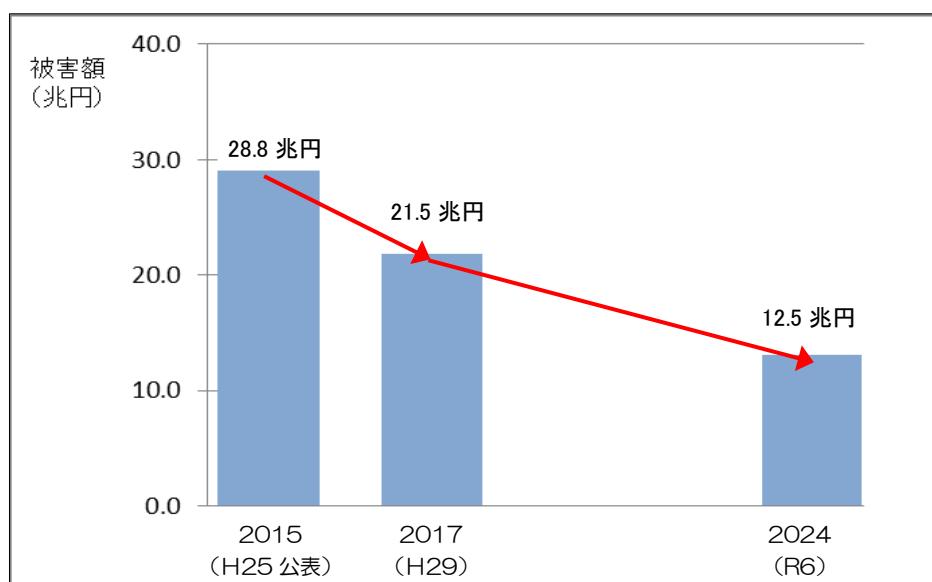
なお、冬 18 時の想定のため、避難開始をそれぞれ 5 分加算

② 経済被害（被害額）

□ ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、
『経済被害（被害額）5割減』をめざします。

…これは、府内総生産（GDP）の約4割に相当する府内経済損失の解消に寄与します。

【経済被害^{※1}】



※1…経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上

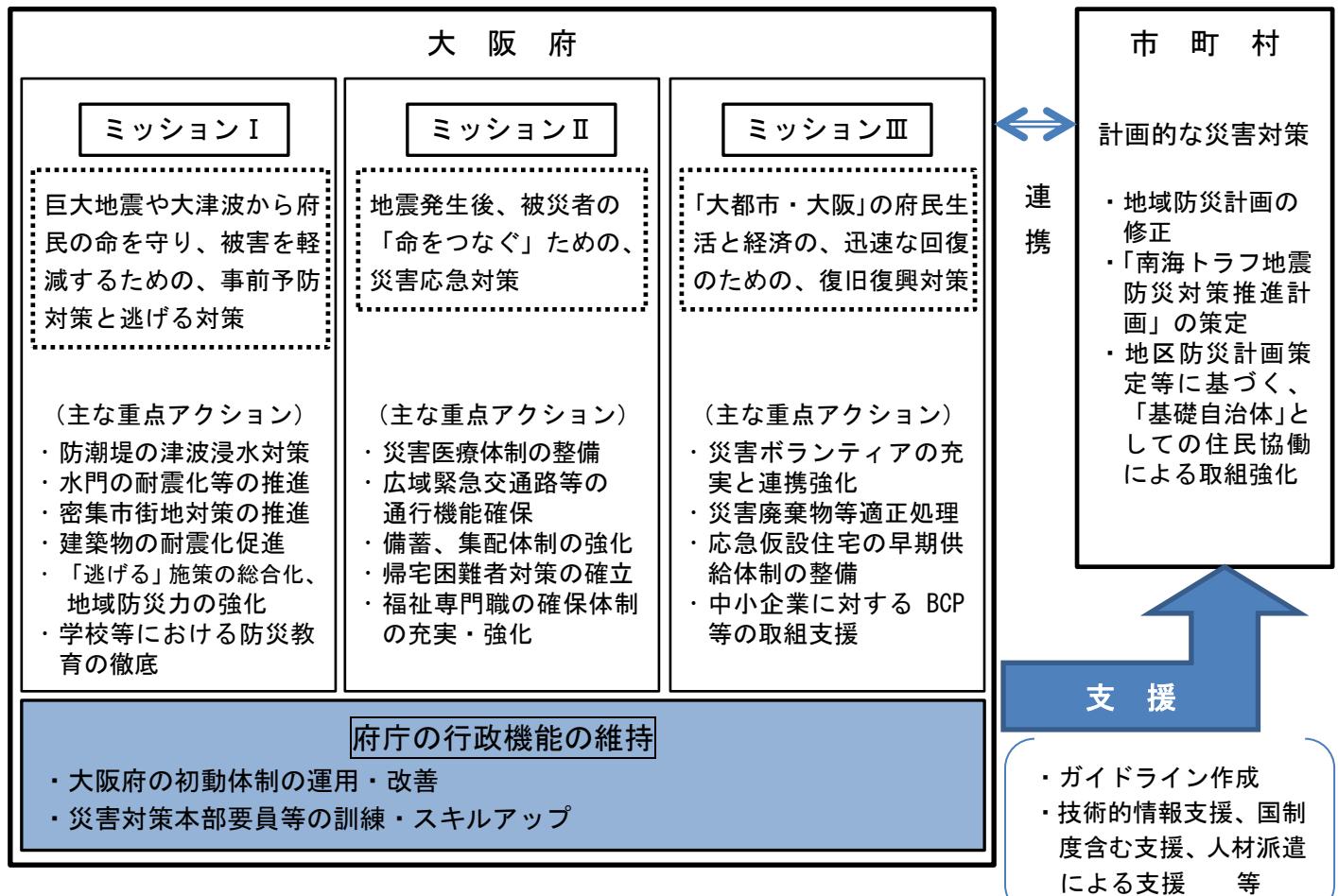
- ・「資産等の被害額」：建物被害、ライフライン・インフラ施設被害、その他公共土木施設被害 等
- ・「生産・サービスの低下による影響」：民間資本ストック・労働力喪失による産業の生産性低下 等

3. 3つのミッションと100のアクションの推進

(1) 推進方針と推進体制

- 100のアクションは、基本方針に基づき、「命を守り、つなぐ」を第一に、前項で示した被害軽減目標達成に向け、主に、下記の3つのミッションに区分けしました。
- そのうち、特に優先順位の高い55のアクションを重点アクションに据え、集中取組期間を中心に精力的に取組を進めますが、100すべてのアクションを府民のご理解の下、しっかりと進め、定着させることが大事です。
- これらの取組を着実に進める上での、府の人的・物的資源の投入方針等を定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」及び「府庁BCP」も平成26年度末に改訂し、地震発生後の災害応急対策を含めた府の行政機能を維持する体制を確保します。
- また、地域に密着し、住民の安心安全確保に大きな責務を有する市町村における災害諸対策及び住民連携による取組についても、府として必要な支援を行います。

【体系図】



(2) アクション

〔ミッションI〕

巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- (重点) 1 防潮堤の津波浸水対策の推進【環境農林水産部・都市整備部・大阪港湾局】
- (重点) 2 水門の耐震化等の推進【都市整備部】
 - 3 長期湛水の早期解消【危機管理室・都市整備部・大阪港湾局】
- (重点) 4 密集市街地対策の推進【都市整備部】
 - 5 防火地域等の指定促進【都市整備部・大阪都市計画局】
 - 6 消防用水の確保【危機管理室・環境農林水産部】
- (重点) 7 地下空間対策の促進【危機管理室】
- (重点) 8 ため池防災・減災対策の推進【環境農林水産部】
 - 9 防災農地の登録促進【環境農林水産部】
- (重点) 10 府有建築物の耐震化の推進【全部局】
- (重点) 11 学校の耐震化（府立学校、市町村立学校、私立学校）【都市整備部・教育庁】
- (重点) 12 病院・社会福祉施設の耐震化【福祉部・健康医療部・都市整備部】
- (重点) 13 民間住宅・建築物の耐震化の促進【都市整備部】
- (重点) 14 民間ブロック塀等の安全対策【都市整備部】
 - 15 住宅の液状化対策の促進【危機管理室・都市整備部】
 - 16 的確な避難指示等の判断・伝達支援【危機管理室】
 - 17 ハザードマップ等の作成(改訂)支援・活用【危機管理室・都市整備部】
 - 18 堤外地の事業所の津波避難対策の促進【大阪港湾局】
 - 19 沿岸漁村地域における防災対策【環境農林水産部】
 - 20 船舶の津波対策の推進【危機管理室・大阪港湾局】
 - 21 石油コンビナート防災対策の促進【危機管理室】
- (重点) 22 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【危機管理室】
- (重点) 23 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化【危機管理室】
- (重点) 24 地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援【危機管理室】
- (重点) 25 地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進【危機管理室】
 - 26 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化【都市整備部】
 - 27 津波防御施設の閉鎖体制の充実【都市整備部・大阪港湾局】
- (重点) 28 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保【教育庁】
 - 29 府民の防災意識の啓発、「逃げる」防災訓練等の充実【危機管理室・都市整備部】
 - 30 津波・高潮ステーションの利活用【都市整備部】
- (重点) 31 防災情報の収集・伝達機能の充実【危機管理室】
 - 32 メディアやライフライン事業者との連携強化【危機管理室・都市整備部】
 - 33 津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達【環境農林水産部・都市整備部・大阪港湾局】
- (重点) 34 大阪880万人訓練の充実【危機管理室】
- (重点) 35 「避難行動要支援者」支援の充実【危機管理室・福祉部・健康医療部】
- (重点) 36 医療施設の業務継続体制の確保【健康医療部】
- (重点) 37 社会福祉施設の避難体制の確保【福祉部】
- (重点) 38 在住外国人への情報発信充実【危機管理室・府民文化部】
- (重点) 39 外国人旅行者の安全確保【危機管理室・府民文化部】
- (重点) 40 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発【教育庁】
- (重点) 41 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化【危機管理室】

【ミッションⅡ】

地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

- (重点) 42 災害医療体制の整備【健康医療部】
- (重点) 43 府管轄保健所の機能強化【健康医療部】
- (重点) 44 SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制の充実・強化【健康医療部】
- (重点) 45 医薬品、医療用資器材の確保【健康医療部】
- (重点) 46 広域緊急交通路等の通行機能確保
 - 【危機管理室・環境農林水産部・都市整備部・大阪港湾局・警察本部】
- (重点) 47 鉄道施設の耐震対策【都市整備部】
- (重点) 48 迅速な道路啓開・航路啓開の実施【都市整備部・大阪港湾局】
- (重点) 49 大規模災害時における受援力の向上【危機管理室】
- (重点) 50 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化【危機管理室】
- 51 災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進
 - 【商工労働部・環境農林水産部】
- (重点) 52 水道の早期復旧及び飲用水の確保【健康医療部】
- 53 井戸水等による生活用水の確保【健康医療部】
- (重点) 54 避難所の確保と運営体制の確立【危機管理室・健康医療部】
- (重点) 55 福祉避難所の確保【危機管理室・福祉部】
- (重点) 56 帰宅困難者対策の確立【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 57 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 58 DPAT 編成等の被災者のこころのケアの実施【健康医療部】
- 59 災害時における被災児童生徒のこころのケアの実施【教育庁】
- (重点) 60 被災者・要配慮者への健康相談や連携支援等の実施による災害関連死の防止【健康医療部】
- (重点) 61 災害時における福祉専門職（災害派遣福祉チーム）の確保体制の充実・強化
 - 【福祉部】
- 62 被災地域の食品衛生監視活動の実施【健康医療部】
- 63 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康医療部】
- (重点) 64 下水道施設の耐震化等の推進【都市整備部】
- (重点) 65 下水道機能の早期確保【都市整備部】
- 66 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理【健康医療部】
- 67 生活ごみの適正処理【環境農林水産部】
- (重点) 68 管理化学物質の適正管理指導【環境農林水産部】
- 69 有害物質（石綿、PCB 等）の拡散防止対策の促進【環境農林水産部】
- 70 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進【危機管理室】
- 71 毒物劇物営業者における防災体制の指導【健康医療部】
- 72 遺体対策【健康医療部】
- (重点) 73 愛護動物の救護【環境農林水産部】
- (重点) 74 防災 DX・新技術の活用検討【全部局】

〔ミッションⅢ〕

「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- (重点) 75 災害ボランティアの充実と連携強化【危機管理室】
- (重点) 76 災害廃棄物の適正処理【環境農林水産部】
- (重点) 77 応急仮設住宅の早期供給体制の整備【危機管理室・都市整備部】
- 78 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備【都市整備部】
- (重点) 79 中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組支援
【危機管理室・商工労働部】
- 80 災害復旧に向けた体制の充実【全部局】
- (重点) 81 生活再建、事業再開等の関連情報の提供【全部局】
- 82 大阪府復興計画策定マニュアルの作成【政策企画部】
- 83 大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂【大阪都市計画局】
- 84 復旧資機材の調達・確保【環境農林水産部】
- 85 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行【全部局】
- 86 地籍調査の推進【環境農林水産部】

府の行政機能の維持

- (重点) 87 大阪府の初動体制の運用・改善【全部局・危機管理室】
- 88 大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保【危機管理室】
- 89 災害時の府民への広報体制の整備・充実【危機管理室・政策企画部・府民文化部】
- (重点) 90 都府県市間相互応援体制の確立・強化【危機管理室】
- 91 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化【健康医療部】
- 92 発災時における地域の安全の確保【警察本部】
- 93 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進【危機管理室】
- 94 救急救命士の養成・能力向上【危機管理室】
- 95 救出救助活動体制の充実・強化【警察本部】
- (重点) 96 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ【危機管理室】
- 97 発災後の緊急時における財務処理体制の確保【会計局】

市町村の計画的な災害対策推進への支援

- 98 市町村地域防災計画の策定支援【危機管理室】
- 99 地区防災計画の策定支援【危機管理室】
- (重点) 100 地震災害に備えた市町村に対する支援【危機管理室】

【ミッションⅠ】

巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|---------------|---|---------------------------|--|
| 1 | 防潮堤の津波浸水対策の推進 | ・津波による浸水を防ぐため、先行取組として、平成 26 年度から既に防潮堤の液状化対策を実施している。平成 28 年度までの 3 年間（集中取組期間中）で、第一線防潮堤 ^(注) のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。 ・続いて、平成 30 年度までの 5 年間に第一線防潮堤（津波を直接防御）の対策を順に完了させ、令和 5 年度までの 10 年間で全対策の完了をめざす。 | 環境農林水産部 都市整備部 大阪港湾局 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 1 | | | |
| 10 年間（H27～R6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度に、要対策延長（府管理分：約 34 km）全てで対策を完了。 <ul style="list-style-type: none"> 第一線防潮堤のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策完了（河川 7.9km、港湾 0.2km） 第一線防潮堤（津波を直接防御）の対策完了（河川 14.5km、港湾 6.1km、水産 0.9km） | | <ul style="list-style-type: none"> （令和 5 年度完了） | | |

注) 第一線防潮堤：台風等による大波や高潮による被害を防ぐ堤防で、水門等の施設を含め最前線に位置するもの。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|--|-------------|--|-------|--|
| 2 | 水門の耐震化等の推進 | ・地震発生後に、津波を防御する水門機能を確保するため、先行取組として、平成 26 年度から三大水門を始めとする水門の耐震補強工事や、遠隔自動操作化などの水門の高度化を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。 ・三大水門（安治川水門・尻無川水門・木津川水門）の更新について検討を進める。 | 都市整備部 | |
| | 重点アクション No. | ○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など | | |
| | 2 | ・遠隔自動操作を整備し高度化を図った出来島水門・三軒家水門では、地震発生時、自動操作により確実に閉鎖することができた。 ・大阪府北部地震や平成 30 年台風第 21 号の高潮被害の防止など効果が発揮された三大水門をはじめとする治水施設は、老朽化が進み更新時期を迎えている。 | | |
| 10 年間（H27～R6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 水門の耐震補強（揺れ、液状化） <ul style="list-style-type: none"> 全 5 基完了 水門の耐津波補強（津波） <ul style="list-style-type: none"> 全 5 基完了 三大水門（安治川水門・尻無川水門・木津川水門）の更新 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府河川構造物等審議会での審議を踏まえ、土質調査、詳細設計を実施 木津川水門：令和 4 年度より更新工事を推進 安治川水門：令和 6 年度より更新工事に着手 | | <ul style="list-style-type: none"> 三大水門の更新 <ul style="list-style-type: none"> 木津川水門、安治川水門：工事を推進 尻無川水門：令和 23 年までに更新完了に向け検討を進める 旧猪名川水門、芦田川水門、王子川水門の遠隔自動操作化に着手 防潮鉄扉の遠隔操作化による効果検証を大和田船溜で実施 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|-----------|--|-------------------------|--|
| 3 | 長期湛水の早期解消 | ・地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水 ^(注) の可能性があることから、集中取組期間中に、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。 ・防災訓練の中で対応手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る。 | 危機管理室 都市整備部 大阪港湾局 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 10 年間（H27～R6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協議を進め、長期湛水への対応手順を決定した。 訓練において、排水施設の操作確認を実施した。（年 1 回） 令和 5 年度より有識者による検討部会を立ち上げ、津波浸水想定の見直しに着手した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の中で対応手順の点検を実施するとともに、必要に応じ関係機関と協議し、手順の検証・見直しを図る。 津波浸水想定の見直しに伴い、長期湛水範囲の整理を行う。 | | |

注) 長期湛水：市街地の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|---|---|------|
| 4 | 密集市街地対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪府密集市街地整備方針」及び各市作成のアクションプログラムに基づき、大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取組を展開。「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和7年度末までに9割以上を解消、令和12年度末までに全域を解消する。 <3本柱の取組> <p>(1) まちの防災性の向上 (2) 地域防災力のさらなる向上 (3) 魅力あるまちづくり</p> | |
| | 【対象地区】(大阪市) 優先地区、(堺市) 新湊、(豊中市) 庄内、 豊南町、(守口市) 東部、大日・八雲東町、(門真市) 門真市北部、 (寝屋川市) 萱島東、池田・大利、香里、(東大阪市) 若江・岩田・ 瓜生堂 | | |
| | <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震では、木造住宅等が密集する地域において、大規模な市街地火災が発生。 建物間の離隔距離が確保されている箇所については焼け止まりが見られており、建物間の離隔距離を確保するためには、延焼を効果的に低減できる箇所において道路整備や老朽建築物等の除却が重要。 ハード対策だけでなく、地域防災力の向上に資するソフト対策も重要。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、3本柱の取組を推進していくとともに、「地域防災力のさらなる向上」については、地域住民への防災啓発の内容充実を図るなど、火災リスク低減に向け取組強化に努める。 | 都市整備部 | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消状況 ▶ 2,248ha (H24 設定時) → 718ha (令和5年度末) <p>(1) まちの防災性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽建築物等除却補助 7,047戸 延焼遮断空間の確保 (三国塚口線・寝屋川大東線) 道路用地の取得 ▶ 三国塚口線 8,230 m²、寝屋川大東線 9,670 m² 防火規制の強化 (防災街区整備地区計画) 4市 615ha <p>(2) 地域防災力のさらなる向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 延焼危険性の違いを5段階で示し、GISを用いてより分かりやすく解説したマップを作成・公表し、毎年度更新 土木事務所や市等と連携した防災講座、ワークショップ等を実施 5市9地区 <p>(3) 魅力あるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災街区整備事業の準備組合設立、都市計画決定・公表 駅周辺整備の基本計画作成・公表 除却跡地や主要生活道路整備残地を活用したコミュニティ農園の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪府密集市街地整備方針」及び各市作成のアクションプログラムに基づき、取組を推進する。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|------------|---|------------------|
| 5 | 防火地域等の指定促進 | ・都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制（防災街区整備地区計画等）の導入を働きかける。 | 都市整備部 大阪都市計画局 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 府内全市町村（政令市除く）に対し、研修会を開催し、防火・準防火地域の指定について働きかけを行った。 市町村において、防火・準防火地域の指定や防災街区整備地区計画等の防火規制の導入をした。 <ul style="list-style-type: none"> 指定建ぺい率60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合（東大阪市他6市町において防火・準防火地域の指定面積拡大） 「地震時等に著しく危険な密集市街地」で防災街区整備地区計画等の防火規制の導入（守口市他3市において、防災街区整備地区計画導入） | | <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、防火・準防火地域の指定拡大 都市計画マスターplanで位置付けのある市町村に対して、防火・準防火地域の指定拡大を推進するよう引き続き働きかけを行う。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---------|---|------------------|
| 6 | 消防用水の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防用水の確保に向けた以下の取組を市町村に働きかける。 <ul style="list-style-type: none"> 耐震性防火水槽の整備促進 ため池や農業用水路の貯水を消火用水や生活用水への活用 | 危機管理室 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、耐震性防火水槽等の整備を行った。 市町村において、ため池や農業用水路の水を活用し、防災活動に取り組む防災協定を締結した。 市町村に対して防災利活用協定締結を促進するよう働きかけた。 | | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性防火水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。 市町村や各地域の土地改良区等と連携して、防災利活用協定締結に基づく防災訓練を実施する。 市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結の促進を働きかける。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|------------------------------|--|-------|
| 7 | 地下空間対策の促進 重点アクションNo. 4 | <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、水防法に準拠^(注)した、避難確保・浸水防止計画の作成や避難誘導等の訓練、地下出入口の止水対策等の着実な実行を施設管理者に働きかける。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月の水防法改正による新しい淀川及び大和川の洪水浸水想定区域図を踏まえ、「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン^(注)」を平成30年3月に一部改訂した。また、高潮浸水想定区域図や内水氾濫の浸水想定区域図を踏まえ、令和2年8月に一部改訂した。さらに、大阪府の中小河川の洪水浸水想定区域図を踏まえ、令和4年12月に一部改訂した。 「心斎橋駅周辺地区」および「難波駅周辺地区」において、高潮による水害リスクがあるため、新たに「心斎橋駅周辺地区部会」と「難波駅周辺地区部会」を令和5年9月に設置した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 大阪市地下空間浸水対策協議会等の場を活用して、施設管理者の「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策等の促進を図る。 | |

注) 大阪市地下空間浸水対策ガイドライン: 地下空間において、事業者間の連携、浸水対策の促進を図るため、大阪市、大阪府、関係機関、地下街・地下駅・接続ビルの所有者又は管理者等で構成する「大阪市地下空間浸水対策協議会」において、平成27年3月に策定。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---------------|---|---------|
| 8 | ため池防災・減災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組として、ため池の耐震診断の実施（H23から実施中）を進めており、平成27年度に「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定する。 ・同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。 ・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、ため池の決壊防止のために、ため池管理者が水位低下を実施した際、防災テレメータを設置しているため池では、現場へ赴くことなく水位を確認できるため、ため池管理者などの負担軽減につながった。 ・地震発生後、ため池の決壊防止のために、府や市町村職員によるため池の点検を実施した際、事前に損傷状況等の情報を把握できていれば、下流への影響を踏まえた効率的な点検を実施することが可能であった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、ため池管理者と連携し、防災テレメータの活用を図る。 ・地震発生後、下流への影響を踏まえた効率的な点検をするため、ため池管理者による簡易な点検実施とその結果の府・市町村への迅速な報告について、ため池管理者を対象とする研修会等を通じて指導していく。 | 環境農林水産部 |
| 重点アクションNo. | | | |
| 5 | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」をH27に策定し、R3に改定した。 ・対象ため池耐震診断の実施を行った。 ・対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民に周知した。 ・ため池防災・減災アクションプランに基づき、ため池の耐震診断を実施するとともに、診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策を実施した。 ・ため池管理者を対象に、簡易な点検実施と府・市町村への迅速な報告等に関する研修会を実施した。 ・防災テレメータの設置を促進した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災・減災アクションプランに基づく耐震診断の実施 ・診断結果を踏まえ、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施 ・対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者研修を通じ、災害時のため池点検や情報伝達に関する指導を実施 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-----------|---|---------|
| 9 | 防災農地の登録促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地^(注)」の登録を促進する。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携して、防災農地の登録を行った。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への働きかけ等による登録のさらなる促進 | |

注) 防災農地：営農を通じて保全されている農地等で災害時に防災空間として使用するもの。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--------------|--|------|
| 10 | 府有建築物の耐震化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R 7）」において示す耐震化への取組の基本的な考え方を踏まえ策定した、「新・府有建築物耐震化実施方針」（H28. 8 策定、R 4. 3 改定）に基づき、耐震化対策を実施する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震時に、府有建築物では、外装材等の脱落、破損の被害があり、業務継続は可能であったものの、発災直後は、施設運営に混乱が生じた施設があった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に庁舎等の業務継続を確保するため、構造体の耐震安全性はもとより、天井、外装材等の2次構造部材の耐震化を推進する。 災害時に重要な機能を果たす建築物、固定された客席を有する劇場、観覧場、集会場等の用に供する建築物など施設の優先度を考慮して天井等の耐震化を推進する。 | 全部局 |
| | 重点アクション No. | 6 | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 「新・府有建築物耐震化実施方針」（H28. 8 策定、R 4. 3 改定）に基づき耐震化の推進を図った。 <p>（1）建築物の耐震化</p> <p>＜耐震化率＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に重要な機能を果たす建築物 99.2%（H28）⇒100%（H30） 府立学校 100%（H28）⇒100%（H30） 府営住宅 79.6%（H28）⇒97.5%（R 6） その他的一般建築物 87.7%（H28）⇒95.8%（R 6） 府有建築物全体 85.9%（H28）⇒98.3%（R 6） <p>（2）天井等の耐震化</p> <p>＜対象施設＞25 施設 41 箇所</p> <p>＜対策完了施設＞4 施設 9 箇所（R 6）</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 「新・府有建築物耐震化実施方針」（H28. 8 策定、R 4. 3 改定）に基づき耐震化を推進する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--|--|--------------|
| 11 | <p>学校の耐震化 (府立学校、市町村立学校、私立学校)</p> <p>重点アクション No.</p> <p>7</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震 10 カ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、平成 27 年度までに、府立学校（高等学校、支援学校）については、耐震化率 100%をめざした。 ・また、平成 28 年度以降については、「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R 7）」に基づき、以下の取組を進める。 ・市町村立学校（小中学校等）については、令和 7 年度までに耐震化が完了するよう、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。 ・私立学校については、特に対応方針が決まってない未耐震の学校施設について、未使用化を含めた検討を促すなど、継続的な指導を行い、耐震化率の向上をめざす。 ・府立学校においては、体育館の吊天井、柔剣道の天井や照明器具などの耐震化工事を行い、平成 30 年度に完了した。市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊で死亡事故が発生し、ブロック塀の安全性が問われることとなった。 ・大阪府北部地震・平成 30 年台風第 21 号によりほぼすべての府立学校で被害が発生し、今後、起これうる大規模災害に備えた安全点検の在り方が課題となった。 ・被害の中には、施設の老朽化が原因の一つと考えられるものもある。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀については、調査の結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去等を行うこととした。 ・府立学校の安全点検については、学校職員による日常の点検に加え、建築基準法第 12 条に基づき、設計事務所等に委託して、点検を実施しているが、今後、今回の被災状況等を踏まえた調査内容を追加し、点検を行うことなどについて検討していく。 ・府立学校の老朽化対策について、この度の地震や集中豪雨・台風による被災状況などをふまえ、令和元年度に「府立学校施設長寿命化整備方針」を改訂した。 | 都市整備部 教育庁 |

| 10 年間（H27～R 6）の実績 | 令和 7～8 年度の取組 |
|---|---|
| <p><府立学校></p> <p>①高等学校 93.6% (H25) ⇒ 100% (H27)</p> <p>②支援学校 88.9% (H25) ⇒ 100% (H27)</p> <p><市町村立学校></p> <p>③小中学校 89.5% (H25) ⇒ 100% (R 6)</p> <p>④幼稚園 72.4% (H25) ⇒ 99.5% (R 6)</p> <p><私立学校></p> <p>⑤小中学校 77.7% (H25) ⇒ 100% (R 6)</p> <p>⑥高等学校 65.6% (H25) ⇒ 98.4% (R 6)</p> <p>⑦幼稚園 68.7% (H25) ⇒ 93.8% (R 6)</p> <p>⑧専修学校 65.7% (H25) ⇒ 100% (R 6)</p> <p>・府立学校のブロック塀において、対応が必要なブロック塀の撤去を令和 3 年度中に完了した。（市立移管学校を除く）</p> <p>・「府立学校施設長寿命化整備方針」を令和元年度に改訂し、公表した。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率 (市町村立学校) <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 89.5% (H25) ⇒ 100% (R 8) ・幼稚園 72.4% (H25) ⇒ 100% (R 8) (私立学校) <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 77.7% (H25) ⇒ 100% (R 8) ・高等学校 65.6% (H25) ⇒ 99.6% (R 8) ・幼稚園 68.7% (H25) ⇒ 95.4% (R 8) ・専修学校 65.7% (H25) ⇒ 100% (R 8) <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度に大阪市から移管された府立学校のブロック塀について、現地調査結果に基づき、令和 8 年度に事業を実施する予定。 ・令和元年度に改訂した府立学校施設長寿命化整備方針の基づく事業実施による老朽化対策、耐震性向上について、引き続き進めていく。 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|----------------------|--|----------------|
| 12 | 病院・社会福祉施設の耐震化 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～37）」に基づき、耐震化対策を進め、補助制度のさらなる活用^(注)を図る等、建物所有者に耐震化を働きかける。 | |
| | 重点アクション No. | ○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など | 福祉部 |
| | 8 | <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震では、一部の老朽化した病院の施設一部破損等により、医療提供に支障が生じたことから、病院の耐震化の重要性を再認識した。 能登半島地震では、社会福祉施設や病院等の損傷により、福祉サービスや地域の医療提供に支障が生じた。 | 健康医療部 都市整備部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 府は建物所有者に、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を働きかけた。 <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉施設 ②病院 | | <ul style="list-style-type: none"> 国補助制度の周知や活用を図りながら、社会福祉施設の耐震化を促進 <ul style="list-style-type: none"> <参考数値> 耐震化率（府民みんなでめざそう値） 社会福祉施設等 95.2% (R 7) 国補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化を促進 <ul style="list-style-type: none"> <目標値> 耐震化率（第8次大阪府医療計画） 病院 75% うち、救急告示病院 80% (R8) | |
| <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院への立入検査や説明会などあらゆる機会を活用して耐震化を働きかける。 国に対し、国庫補助金の補助要件の緩和、補助率及び補助上限額等の拡充などについて引き続き要望を実施する。 社会福祉施設等に対し、耐震化を働きかける。 災害医療協力病院に対する耐震診断補助制度を創設する。 | | | |

注) 補助制度のさらなる活用：病院については、厚生労働省の国庫補助の対象が、これまでの災害拠点病院等に加え、平成26年度より一般病院も対象となった。また、国土交通省の補助金の活用も可能である。これら補助制度を活用して、医療機関の耐震化を促進していく。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--|--|-------|
| 13 | 民間住宅・建築物等の耐震化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組により木造住宅、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を建物所有者等に働きかける。 ・また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組が進められるよう、確実な普及啓発を進める。 ・これまでの取組を踏まえ、今後の耐震化の取組について、令和7年3月に大阪府住生活審議会へ諮問し、その答申を踏まえ新たに「耐震改修促進計画」を策定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、引き続き耐震化の促進に取り組んでいく。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、5万棟を超える住宅の被害が発生した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震や能登半島地震を踏まえ、耐震化の機運の高まりを活かし、危険な住宅・建築物を着実かつ早急に減らすため、更なる耐震化の促進のための取組を進めていく。 | 都市整備部 |
| 重点アクション No. 9 | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| ○住宅 ①木造住宅の耐震化 ・耐震性が不足する木造戸建住宅に対し、市町村及び民間事業者（まちまる事業者等）と連携し、個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組を行った。 ②分譲マンションの耐震化 ・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、耐震化サポート事業者と連携して、WEBセミナーや対面での耐震化フォーラムの開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行った。 ・市町に対して補助制度の創設を働きかけた。（3市が制度創設） ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物 ・webセミナーの案内を所有者（大阪府所管）へ送付した。 ・特に耐震性が不足する建築物が多い病院について、健康医療部開催の説明会で耐震化の重要性や補助制度を説明した。（H30～R6） ・大阪建築物震災対策推進協議会にて、所有者が抱える課題に応じて的確なアドバイスを行うため専門家派遣を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率（府民みんなでめざそう値^(注1)） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅：88.7%（R2）⇒95%（R7） ➢ 多数の者が利用する建築物のうち、大規模建築物：88.0%^(注2)（R2）⇒おおむね解消（R7） ・普及啓発等の充実 ・災害発生時の空家関連業務の円滑化のため、対応方法や事例等をまとめた市町村向けマニュアルについて、引き続き周知を行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末に新たに策定する「耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震化の促進に取り組んでいく。 | | |

注1) 府民みんなでめざそう値：府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却などさまざまな手法により、府民みんなでめざすべき共通の目標として掲げるもの。

注2) 大規模建築物 88.0%：耐震診断義務付け対象となる建築物に占める耐震性のある建築物の割合（進捗率）

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | | |
|--|---|---|-------|--|--|
| 14 | 民間ブロック塀等の安全対策 重点アクション No. 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀所有者等に対して、建築基準法の規定の遵守の周知徹底などにより、耐震化について普及啓発する。 ・民間のブロック塀等の所有者に除却費用の補助を行う市町村に対し、期限を設けて緊急に補助（H30. H31）を行い、危険なブロック塀等の除却を促進する。 ・既存の危険なブロック塀や新設するブロック塀等に対して、建築基準法に基づく指導等を行う。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、ブロック塀等の転倒や倒壊が多数生じ、死傷者が出た。 <p>○課題・教訓などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等の危険性や安全対策等について、所有者等への確実な普及啓発の強化や、所有者の負担軽減等への支援策、行政等の指導等により、総合的な安全対策を強力に進めていく。 | 都市整備部 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行った。 ・危険性ありと判断したブロック塀について、所有者等へ改善指導を年2回実施し、指導件数220件のうち166件（約7割）が改善した。（R 6.12末時点） ・府内の特定行政庁と連携し、大阪府北部地震で把握したもの以外の危険なブロック塀の安全性の確保に向け、チラシを作成し、教育庁を通じて危険防止等の啓発を行った。 | | <p>○課題・教訓などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実な普及啓発 所有者等に対して、建築基準法の規定の遵守の周知徹底など、普及啓発する。 ・行政による指導等 既存の危険なブロック塀や新設するブロック塀等に対して、建築基準法に基づく指導等を行う。 ・府内特定行政庁との連携 府内の特定行政庁と連携し、危険なブロック塀の安全性確保につながる取組を行う。 | | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--------------------|--|----------------|
| 15 | 住宅の液状化対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、地震発生時の液状化に関する情報をホームページで周知・啓発するとともに、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに府民相談窓口を設置している。 | 危機管理室 都市整備部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の液状化に関する情報をホームページで周知・啓発するとともに、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において相談事務を実施している。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の液状化に関する情報をホームページで周知・啓発するとともに、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談事務を実施する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------|--|-------|-------|--------|---------|------|------|------|-----|--|---------|-------|
| 16 | 的確な避難指示等の判断・伝達支援 | <p>・河川氾濫、土砂災害、高潮や津波が想定される市町村において、的確な避難指示等の判断及び住民への情報伝達を行うためのマニュアルの策定・充実が図られるよう、情報提供を行うなど、市町村の取組を支援する。</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <p>『参考：大阪府北部を震源とする地震における避難者数など』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難所開設</th> <th>避難者総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">571 箇所</td> <td>2,397 人</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>避難指示</td> </tr> <tr> <td>18 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,375 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最大数（H30. 8. 4 にすべて閉鎖）</p> <p>・国は、平成 30 年 7 月豪雨による災害を踏まえ、避難情報等を 5 段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供できるよう改善した。さらに、令和元年台風第 19 号等による災害において、避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れによる被災者が多数発生したことを踏まえ、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されるなど避難情報を改善した。</p> <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部を震源とする地震など、度重なる災害により各市町村では、マニュアル等に基づき避難勧告、指示を行った。その際の課題や問題点について検証を行い、必要に応じマニュアルの改訂を行う。 ・各市町村の防災担当者に対する各種の防災気象情報を適切に理解・活用し、適切なタイミングでの体制強化、避難に関する判断を行うなど防災対応力の向上を図る。 ・国による避難情報の改善を踏まえ、新しい避難情報を府民に周知するとともに、市町村に対して、避難情報発令基準マニュアルを策定するよう働きかけを行う。 | 避難所開設 | 避難者総数 | 571 箇所 | 2,397 人 | 避難勧告 | 避難指示 | 18 人 | 4 人 | | 2,375 人 | 危機管理室 |
| 避難所開設 | 避難者総数 | | | | | | | | | | | | |
| 571 箇所 | 2,397 人 | | | | | | | | | | | | |
| | 避難勧告 | 避難指示 | | | | | | | | | | | |
| | 18 人 | 4 人 | | | | | | | | | | | |
| | 2,375 人 | | | | | | | | | | | | |

| 10 年間（H27～R 6）の実績 | 令和 7～8 年度の取組 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸市町^(注)全てで、津波の避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定するなど、市町村による避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定を支援した。 ・市町村に対して、平成 30 年度の度重なる災害を踏まえた意見交換や新しい避難情報発令基準マニュアルの説明会を開催するなど、避難情報発令基準マニュアルの策定支援を行った。 ・新しい避難情報を府民へ周知するため、チラシ作成や SNS 等を活用し、広報を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新たな避難情報の発令基準マニュアルの策定・充実が図られるよう、市町村の取組を支援する。 |

注) 沿岸市町：平成 25 年 8 月 19 日に設定した大阪府の津波浸水想定において、浸水想定区域を管内に有する 14 市町（大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町）

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|----------------------|---|----------------|
| 17 | ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に起こりうる建物倒壊、火災延焼や津波等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につながるよう、市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂を働きかける。 地震・津波ハザードマップを活用した防災訓練の実施を働きかける。 地震・津波ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨では、岡山県倉敷市の真備町において、洪水ハザードマップが策定されているにもかかわらず、これを知らない住民に被害が出るなど、ハザードマップ周知の重要性が再認識された。 能登半島地震では、地盤の液状化による被害が広範囲で発生した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施について、更なる働きかけを行う。 | 危機管理室 都市整備部 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対して、事例紹介やデータ提供など各種ハザードマップの作成を支援するとともに、各種ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかけた。 令和2年8月に公表した高潮浸水想定区域図を基に、わかりやすい高潮ハザードマップを作成できるよう関係市町村の支援を行った。 様々な啓発ツール（防災講演、SNS、ホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上につながるよう働きかけた。 | | <ul style="list-style-type: none"> 市町村にハザードマップ更新時の留意点などを説明し、あらゆる主体に分かりやすいハザードマップの作成や、各種ハザードマップを活用した避難訓練の実施を働きかける。 市町村にハザードマップを活用した府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上を図る防災イベント等の実施を働きかける。 現在公表している液状化可能性マップを地震被害想定の見直しに合わせて、更新する。 地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、市町村に液状化ハザードマップを作成するよう働きかける。 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-------------------|--|-------|
| 18 | 堤外地の事業所の津波避難対策の促進 | 津波発生時に、堤外地 ^(注) にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。 | 大阪港湾局 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 「津波避難計画策定ガイドライン」（H26年度策定）を府HPで公表するとともに、港湾広報誌等に掲載し、堤外地事業所に周知。 346事業所が津波避難計画を策定（H28年度）。 事業所に対し計画に基づく訓練の実施、沿岸市町に対し堤外地を含んだ総合防災訓練の実施を働きかけ、高石市及び岸和田市において訓練を実施（R 1年度～）。 | | <ul style="list-style-type: none"> 津波避難計画に基づく訓練の実施等を働きかける。 | |

注) 堤外地：防潮堤よりも海側の土地のこと

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|----------------|---|---------|
| 19 | 沿岸漁村地域における防災対策 | 地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、集中取組期間中に、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 一時避難地（耐震性防火水槽を含む）の整備を行った。 一時避難地を活用した避難訓練等の実施を働きかけた。 | | <ul style="list-style-type: none"> 一時避難地を活用した火災時や津波の伴わない地震時の避難訓練等の実施を働きかける。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-------------------|--|----------------|
| 20 | 船舶の津波対策の推進 | ・ 港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、集中取組期間中に船舶の動搖シミュレーション ^(注) の結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかつた場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらをとりまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。 | 危機管理室 大阪港湾局 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 堺・泉北船舶津波減災対策検討会において、対応マニュアル等を策定（H28年度）。 ・ 対応マニュアル等に基づく離桟調整訓練等を毎年度実施するとともに、対応マニュアル等について随時改正を実施。（訓練には大阪港湾局も参画） | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携した訓練等を踏まえ、マニュアルの充実を図る。 | |

注) 船舶の動搖シミュレーション：津波が港内等に来襲した際に、係留施設や船舶がどのように揺れ動くかを予測すること。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---------------------|---|-------|
| 21 | 石油コンビナート 防災対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪府石油コンビナート等防災計画^(注1)」に基づき、ハード・ソフト対策が進むよう、事業者への働きかけ・必要な支援を行う。 <ハード対策例> <ul style="list-style-type: none"> 油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置 危険物タンクの津波による移動抑制のための管理油高（下限）の見直し 泡消火薬剤の計画的な備蓄 など <ソフト対策例> <ul style="list-style-type: none"> 津波避難計画の作成・見直し 防災訓練の充実 津波避難情報の提供 など <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した特定事業者^(注2)から、被害の報告が得られなかった。 大阪府石油コンビナート等防災計画に、台風の高潮、強風による災害について、情報収集、応急活動の具体的方法等を定めていなかった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業者に、既存の連絡体制の再度の周知徹底を図る。 地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集、応急活動等を行う。 | 危機管理室 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> コンビナート等特別防災区域における台風の高潮、強風による災害について、大阪府石油コンビナート等防災計画に情報収集応急活動に関する事項を追加し、関係者に周知した。 大阪府と特定事業者が3年毎に取り組むべき防災対策項目を設定し、特定事業者の防災対策を計画的に促進した。 特定事業者による防災対策の実施状況等を学識者等からなる「大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会」にて、毎年、進行管理及び検証を行った。 R 6年度、特定事業者がH27からR 5までに実施した防災対策の結果をとりまとめ、公表した。プラント停止時等にしかできない対策が一部残っているが、特定事業者による防災対策は概ね完了した。 また、特定事業者が実施してきた防災対策等を指針としてとりまとめ、「大阪府石油コンビナート等特別防災区域における防災対策ガイドライン」として公表した。 特定事業者以外の事業者に対しては、南海トラフ巨大地震を想定したワークショップ等を開催し、自主的な津波避難計画の作成等を促進した。 石油コンビナート等特別防災区域から避難する際の情報として、高石大橋にWEBカメラを設置し、常時公表している。 防災・保安に関する情報共有等を行うため、石油コンビナート等特別防災区域所在の行政機関と特定事業者が参加する会議を毎年実施した。 石油タンクの消火に必要な泡消火薬剤について、計画的に購入、管理を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 「大阪府石油コンビナート等特別防災区域における防災対策ガイドライン」に基づき、特定事業者がこれまで行ってきた防災対策を実施・継続していくことに加え、新たに従業員を含めた事業者の防災意識高揚、防災教育の充実化、地域連携等に向けた取組を促進する。 災害の予防対策や応急活動の充実及び質的向上を図るため、行政機関や特定事業者で防災・保安に関する情報や意見の交換を行う会議を毎年開催する。 高石大橋に設置したWEBカメラを適正に保守・運営し、安全な避難方法を判断するための情報提供を引き続き行う。 石油タンクの火災に備え、泡消火薬剤の備蓄、更新を引き続き行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府石油コンビナート等防災本部と特定事業者において、災害発生時を想定した情報伝達訓練を実施する。 大阪府石油コンビナート防災計画及び大阪府地域防災計画に基づいた台風の高潮、強風による災害対応訓練を実施し、連携した情報収集、応急活動等を確認する。 |

注1) 大阪府石油コンビナート等防災計画：石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域（大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区、岬地区）において、同法に基づき、コンビナート災害の予防対策及び応急活動などに必要な事項、業務を定めたもの。府、関係市町、国、警察、消防機関、事業所等が対応すべき防災関係業務を予め定めている。

注2) 特定事業者：石油コンビナート等特別防災区域において、石油・高圧ガス等を一定量以上、取扱い、貯蔵または処理する事業所を設置している事業者

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---|---|-------|
| 22 | 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 重点アクション No. 11 | <ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。 先行取組として、平成 26 年度からの 3 年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織による避難所運営の仕組みが未整備であったため、市職員が長期にわたり運営に従事したことから、他の災害対応業務要員が不足する事態が生じた。 高齢化により、従来のような「共助」の仕組みが機能しないことが考えられる。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営など共助の取組を推進するため、企業、NPO、ボランティアや消防団、自主防災組織等との連携促進を図る。 | 危機管理室 |

| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織のリーダー育成研修を実施した。 災害時（津波）避難用資機材を配備した。 若い世代や女性の参画など、自主防災組織の活性化を図るため、加入促進の動画を作成するとともに、自主防災組織の地域活動を支援するため取組事例集を作成した。 地域防災に参画する人材を増やすため、令和 5 年度より大学と連携した防災士養成講座を開始した。令和 6 年度からは、地域に人材をつなぐ取組として、防災士の情報を居住市町村に提供した。 男女共同参画、女性の視点を含め、地域で活動できる人材育成につなげるため、令和 4 年度より女性防災リーダー育成研修を開始した。令和 6 年度からは、地域に人材をつなぐ取組として、受講者の情報を居住市町村に提供する予定。 | | <ul style="list-style-type: none"> 市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を実施し、リーダーの育成を支援する。（目標：480 人以上の参加、そのうち女性が 60 人以上） 地域における災害特性など実践に役立つ研修内容の充実を図る。（年 8 回 × 60 人） 避難所運営業務等に必要な女性の防災リーダーの計画的な育成につなげるため、「住民の女性防災リーダー育成」「女性職員の配置」「性別を問わず、女性・男女共同参画の視点を持った防災リーダー・職員の育成」について取り組む。 女性防災リーダー育成（男女共同参画）研修の内容充実（会場定員 30～40 人。年 2 回実施） 防災士養成講座や女性防災リーダー（男女共同参画）研修の参加者情報等を市町村に提供し、人材マッチングの充実を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> リーダー育成研修の充実・強化を図る。 新たな支援の担い手の確保など、自主防災組織等との連携促進する市町村の取組を支援する。 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--|--|-------|
| 23 | 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化 重点アクション No. 12 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組として、平成 26 年度からの 3 年間で、消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。また、平成 29 年度以降は、地域防災基金を活用して大阪府消防大会に出場する消防団の訓練資機材整備等補助を行い、消防団活動を支援する。 あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組として、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改訂に取り組んでおり、平成 26 年度に試行実施、平成 27 年度から本格実施する。 また、全ての市町村で消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練が行われるように働きかける。 | 危機管理室 |

10 年間（H27～R 6）の実績

- 全市町村において消防団の装備等の整備（H26～H28）
- 地域防災基金を活用した大阪府消防大会に出場する消防団への訓練資機材整備等補助を実施した。
- 消防学校における中堅幹部団員教育訓練の内容改訂し、実施した。
- 全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練を実施した。

令和 7～8 年度の取組

- 地域防災基金の活用による消防団訓練資機材の充実を図る。
- 消防学校における教育訓練を実施する。
- 住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施について、実施状況を調査するなど市町村に継続的な実施を働きかける。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|---|-------|
| 24 | 地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援 重点アクション No. 13 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、平成 27 年度からの 3 年間（集中取組期間中）に、女性が扱いやすい資機材の装備補助や救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。 また、平成 29 年度以降は、地域防災基金を活用して全国女性消防操法大会に出場する女性消防団の訓練資機材整備補助を行い、その活動を支援する。 | 危機管理室 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 女性分団の設置等による女性消防団員の加入を促進した。 救命処置等の能力向上のため、女性消防団員を対象とした講習を実施した。 地域防災基金を活用し、全国女性消防操法大会に出場する女性消防団の訓練資機材の整備補助を実施した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 女性団員の活躍 P R 等による女性消防団員の加入促進を図る。 地域防災基金の活用による女性消防団の訓練資機材の充実を図る。 ➤ 隔年度 1 団 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|---|-------|
| 25 | 地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進 重点アクション No. 14 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団に対する府民理解を促進するため、平成 27 年度からの 3 年間（集中取組期間中）に、消防団活動の P R（映像制作やポスター・コンクール）等の普及啓発・理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して消防団への加入促進を働きかける。 | 危機管理室 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 消防団活動に対する府民理解の促進をした。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ H27 消防団活動 P R のための動画（Youtube にも掲載） ➤ ポスター（5,100 枚）の製作 市町村において、「消防団協力事業所表示制度^(注)」の導入・促進した。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ H26. 4:5 市町 → R 6. 4:11 市町 大阪府消防団充実強化研究会発足し、消防団への加入促進をした。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 充実強化研究会イベントを開催した。（R 3～R 6） ➤ 地域消防フェアに参加し、消防団の加入促進をした。（R 6:3 市町） ➤ 映画とタイアップした消防団員募集ポスターを作成した。（R 6. 8） ➤ 若者に対して消防団の認知度向上策、入団促進策を検討するため、実習生（インターンシップ）を受入れ意見聴取等を行った。（R 6. 8） ➤ 府内の大学と連携し、在学生から消防団の認知度向上策等の意見聴取等を行った。（R 6. 7, 11） ➤ 消防団の入団促進に寄与する防災教育教材の動画制作を行った。（R 7. 3） | | <ul style="list-style-type: none"> 消防団活動への府民理解を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間企業との公民連携による P R を実施 消防団活動に対する府民理解の促進等により、府内消防団員約 10,000 人を維持する。 | |

注) 消防団協力事業所表示制度：消防団活動に協力している事業所を顕彰する制度。勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力を事業所の社会貢献として認定するもの。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|--|---|-------|
| 26 | 地域防災力強化 に向けた水防団組織 の活動強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して、加入促進を働きかける。 ・また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練が行われるように働きかける。 | 都市整備部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し、地域での催しやホームページ等で団員の加入を周知した。 ・住民や自主防災組織と連携した防災訓練を実施した。 ・津波防御施設の閉鎖訓練などの防災訓練を実施した。 ・水防団等と連携し防潮扉点検操作訓練を実施した。 (1回/年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・水防団への加入促進を図る。 ・(府内水防団員約6,000人を維持) ・全水防団において、住民や自主防災組織と連携した防災訓練を実施する。 ・津波防御施設の閉鎖訓練などの防災訓練の実施・充実を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|----------------------------|--|----------------|
| 27 | 津波防御施設の 閉鎖体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・津波による浸水を防ぐとともに、津波防御施設（水門・陸閘等）の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものとなっているか検証を行う等、津波防御施設の閉鎖体制の充実を図る。 | 都市整備部 大阪港湾局 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設操作規則を制定（H28年度）し、操作・退避ルールを明確化。 ・沿岸市町との管理・操作協定書の締結及び見直し（H28年度～）。 ・沿岸市町と連携した訓練を毎年度実施し、操作・退避ルール等を検証。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|------------------------------|---|------|
| 28 | 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組として、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。 引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。 とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。 私立学校については、府の取組を積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組の徹底を働きかける。 大規模な災害の発生時に府立学校において、一定期間、避難所運営の協力を可能な限り行うことが想定されるため、各市町村の危機管理部局と連携して作成した大規模災害時初期対応マニュアルについて、定期的に見直し、改善を図る。 各学校が作成している防災計画や大規模災害時初期対応マニュアル等については、各学校において、今後も、各市町村の危機管理部局と連携し、マニュアルを定期的に見直すなど、その内容の改善を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震で、交通途絶により登校できなかった児童生徒に対する安否確認について、電話等がつながりにくかったこともあり、すべてを確認するのに夕方までかかったケースもあった。 府内での大規模災害発生時に学校再開へ向けてリードできる教職員等の育成 <p>○対応・課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 安否確認や情報伝達にSNS等を活用するなど、災害時に有効に利用できる連絡方法について研究していく。 | 教育庁 |
| 重点アクション No. | | | |
| 15 | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 訓練実績（回数：実績/対象） 府立学校 100% 市町村立小学校 99.9% 市町村立中学校 99.9% 市町村立高等学校 100% 令和元年度に「学校における防災教育の手引き 改訂2版」を作成（令和2年度には改訂2版補訂版を作成）し、府内教職員を対象とした学校安全に関する研修等において周知を実施した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練を実施する。 市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組の徹底を図る。 大規模災害時初期対応マニュアルを定期的に見直す。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校において、「学校における防災教育の手引き」の改定を踏まえ、実情に応じた、災害時に有効に利用できる連絡方法を検討していく。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---------------------------------|--|----------------|
| 29 | 府民の防災意識の啓発、「逃げる」防災訓練等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動「自助」をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動が取り組めるよう、熊本地震の教訓なども加え、防災に関する講習会や府のホームページ等により広報を充実する。 地震発生時に、津波などのさまざまな事象から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、府民の防災意識の向上を図るため、国・市町村や防災関係機関等とも連携し、防災訓練や防災イベントを充実させる。 | 危機管理室 都市整備部 |

| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|---|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 防災に関する講習会（計 365 回）や関係機関等と連携した各種防災イベント（計 429 回）を開催した。 包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施した。（13 社 25 回） 防災タウンページを府内全戸、全事業所に配布した。（H30～R3） 幼児向け防災出前授業コンテンツを監修し、幼稚園等において防災出前授業を実施した。 小学4年生の児童を対象とした防災情報誌を、府内の小学校に配付した。 防災啓発 DVD 等の貸出しを行った。（延べ 704 団体、1665 本） 令和5年度からは従来の啓発に加え、世論調査等において情報の充実を求める声が多い項目（家具の転倒防止や避難場所・経路等）を重点的に啓発した。 平常時から「大阪府の防災情報 X（旧ツイッター）」やイベントにおいてブースを出展する（計 64 回）など様々なツールを活用した防災啓発を実施した。 府民の津波避難行動を促進するため、大阪大学との連携協定に基づき、行動経済学のナッジ理論を取り入れた啓発動画を作成した。（R5：基礎調査、R6：広報動画の作成） 近畿府県及び国と連携した総合訓練実施した。H27～R5：26回 市町村や防災関係機関等と連携した訓練を、毎年2回以上実施した。H27～R5：43回 ライフライン企業等と連携した訓練を平成29年度に2回実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> 平常時から「大阪府の防災情報 X（旧ツイッター）」での啓発やイベント等において、ブース出展及び講演を行うなど防災啓発を実施する。 包括連携協定企業等と連携した防災の啓発活動を実施する。 従来の啓発に加え、住民への意識調査や能登半島地震の事例（個人の備蓄など）をもとに重点的に実施する項目を決め、啓発する。 行動経済学のナッジ理論を取り入れた啓発動画を用いた啓発活動を実施する。 近畿府県や国と連携した総合訓練を実施する。（年3回以上） 市町村や防災関係機関等と連携した訓練を実施する。（年2回以上） | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|------------------------|---|-------|
| 30 | 津波・高潮ステーションの利活用 | <ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。 | 都市整備部 |

| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 防災・河川環境学習を実施（2回/年程度） 府内の全小中学校などへの来館 PR 資料およびポスターの送付 防災啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 教員研修等において、職員による講義を実施 コンテンツの充実・広報活動 <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌、教科書、テレビ等で津波・高潮ステーションの紹介 | <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 防災・河川環境学習を実施 府内の全小中学校などへの来館 PR 資料およびポスターの送付 防災啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 職員による学生への講義等を実施 コンテンツの充実・広報活動 <ul style="list-style-type: none"> SNS、新聞、雑誌、教科書、テレビ等で津波・高潮ステーションの紹介 他の防災啓発施設等と連携したホームページの相互リンクやリーフレットの配架 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|--|-------|
| 31 | 防災情報の収集・伝達機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システム^(注1)を運用するとともに、機能の充実を図っていく。 ・あわせて、おおさか防災ネット^(注2)を活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多様化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、「おおさか防災ネット」は災害に関するあらゆる情報が網羅されており、実際に府民の方が欲しい情報を探しでもなかなか見つけることができないとの声があった。 ・また、「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」において、「電話が通じにくいや WEB による情報は支障がなかったが、南海トラフ地震では通話ができないことも想定され、SNS 等のツールを利用して情報収集することが大切である」との意見があった。 ・能登半島地震では、道路や港湾の被災により物資拠点までの輸送ルートが限られるとともに、現地で支援活動を行うにあたり、通行可能な道路を把握するのが困難であった。 ・一方、発災当初の通信途絶時に衛星通信の活用により、通信環境の改善も見られた。 ・広域避難を行った被災者の情報を把握することが困難な場合があった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行政間、住民等への情報発信方法の検討や見せ方の改善を引き続き検討する。 | 危機管理室 |
| 16 | 重点アクション No. | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震や平成 30 年台風第 21 号などの災害や市町村からの意見を踏まえ、防災情報システムを令和 4 年 3 月に改修した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ SNS 等を活用した情報収集に対応 ➢ リストから選択する等職員の手入力の負担を軽減 ➢ モバイル端末を利用し、現場から直接被害状況等をシステムに登録できるよう対応 ・おおさか防災ネットを改修した。 <ul style="list-style-type: none"> 〈主な内容〉 <ul style="list-style-type: none"> ➢ (H29) おおさか防災ネット (HP) の即時多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） ➢ (R 3) 外国語対応を 13 言語に拡充、メニュー体系の見直し、地図を活用した情報提供 ・ウェブの「おおさか防災ネット」や「防災情報メール」に加えて、広く普及しているスマートフォン等で利用できる「大阪防災アプリ」を、令和 6 年 1 月に提供開始した。 ・避難者情報を管理する情報システムについて市町村を交え、検討 WG で検討を開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の収集・伝達体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災情報充実強化協議会等で、府内市町村との防災情報にかかる検討を実施する。 ➢ 避難者情報を管理するシステムについて、市町村との共同事業化について検討する <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか防災ネット」をより使いやすくするため、さらなる改善を検討する。 ・大阪防災アプリをより活用してもらえるよう、更なる普及啓発に努める。 ・発災後人命救助等に大きくかかわる初動対応に支障が生じないよう通信手段として広く活用されている携帯電話基地局の機能強化に取り組む。 ・また、府関連施設以外にも防災上重要な施設等を網羅する基地局の強化について検討を行う。 ・国の総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用について検討を進めるとともに、道路等の復旧情報のホームページへの公表等により必要な情報の提供に努める。 | | |

注 1) 大阪府防災情報システム：大阪府災害対策本部での意思決定をサポートするため、府内各所の災害情報、気象情報、雨量・潮位・水位情報、震度情報のほか、ヘリコプターからの映像情報や災害現場のデジタルカメラ画像情報を収集し、災害対策本部のマルチビジョンに表示するもの。

注 2) おおさか防災ネット：気象情報（注意報、警報等）や台風情報、地震・津波情報、交通機関の運行情報、ライフライン情報、災害発生時の被害情報、避難に係る情報等、府内の防災に関する幅広い情報にアクセスできる Web サイトのこと。
あらかじめ登録いただいた方に気象情報を含む災害情報を発信する防災情報メール配信サービスも行っている。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|----------------------|---|----------------|
| 32 | メディアやライフライン事業者との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報を府民等に迅速かつ正確に伝えるため、おおさか防災ネットでの提供のほか、Lアラートとの連携強化等により、報道等メディアとの連携体制の充実強化を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年台風第 21 号では、暴風雨による飛来物や電柱等の倒壊により府内広域に停電が発生した。 電力事業者の HP システム障害や、コールセンターに電話がつながらず、停電に関する情報提供が停止状態となり、住民から市町村へ停電の問い合わせが集中し本来の台風対応に支障が生じた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体に対する情報提供の在り方について、電力事業者と協議を進める。 | 危機管理室 都市整備部 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <p>＜メディアとの連携強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> Lアラート掲載情報の訂正取消機能を追加するなど情報の強化を行った（～H29）。 災害協定に基づく民間の防災アプリへの情報提供により伝達方法を充実させた。 (Yahoo!防災速報を通じた情報発信を開始（H29. 10 ～）) <p>＜ライフライン事業者との連携強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力事業者による停電情報が確認できるアプリの運用が開始された（R 1. 7～）。 災害時にはライフライン機関に現地情報連絡員（リエゾン）を要請することを大阪府災害等応急対策実施要領に位置付けるなど情報共有体制を強化した。 市町村および府管理施設について、停電時の復旧施設を整理し、復旧施設リストを作成した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報の収集・共有・伝達体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▶ Lアラート等の関係機関と防災情報にかかる意見交換を実施し、必要なシステム改修を行うことなどにより防災情報の収集・共有・伝達体制の充実を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|----------------------------------|--|---------------------------|
| 33 | 津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設（スピーカー）を平成 28 年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。 | 環境農林水産部 都市整備部 大阪港湾局 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 津波情報伝達施設（スピーカー）の整備完了（67 基）。 津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検などにより適切な運用を実施。 | | <ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理と運用を行っていく。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|----------------|---|-------|
| 34 | 大阪 880 万人訓練の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪 880 万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、一人でも多く参加してもらえるように取り組み、的確な避難行動につなげる。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震は、通勤・通学時間帯の発災であり、各企業の従業員への対応もまちまちであった。 ・また、鉄道事業者等からの利用者視点での情報発信が不十分であったため、ターミナル駅等で混乱が生じる等の課題が見受けられた。 ・能登半島地震や令和 6 年 8 月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、新たな課題に対応する必要がある。 | 危機管理室 |
| 17 | | | |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日までの防災週間に大阪 880 万人訓練を実施し、「おおさかQネット」を通じた府民へのアンケート調査を基に訓練検証を行い、翌年の訓練に反映した。 ・訓練実施にあたり府内各部局や府内市町村を始め、企業等に対して連携訓練への参加を呼びかけ訓練を実施した。 ・府公式 SNS やデジタルサイネージ等を活用して訓練の周知・広報を行い、府民への訓練参加を促した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの身を守る行動を反射的かつ確実に行えるよう訓練内容の検証を行いながら、訓練を繰り返し実施する。 ・災害時における共助の重要性について理解を促進させる。 ・地域や企業などでの取り組みが広がるように努める。 ・連動訓練を積極的に発信する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練好事例集を活用して府民に対する平時からの備えや身を守る行動についての理解の促進を図る。 ・災害時に適切な避難行動を支援する大阪防災アプリを活用した訓練の実施することで、府民への新たな防災情報伝達ツールとしての定着化を図る。 ・訓練参加登録を行った団体に対し参加認定証を進呈することで、府民の参加促進を図る。 ・訓練に参加した各団体の取組内容をホームページで紹介することで防災の輪を広げていく。 ・在日・訪日外国人に向けた多言語での訓練情報の発信に努める。 ・能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報発表を踏まえた課題や対応についても、今後訓練内容に反映していく。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-------------------|---|-----------------------|
| 35 | 「避難行動要支援者」支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村とともに検討の上、全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう支援する。 市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別計画の策定など避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう支援する。 府が平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者（児）については、電話やシステムを用いた迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市町村、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿を活用せず、独居高齢者名簿などの独自名簿による安否確認が実施された。 名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意が得られていないことがあった。 個別計画の策定が進んでいない。 市町と避難支援等関係者との間で安否確認の認識に相違があり、確認に時間を要した。 在宅で人工呼吸器等高度医療機器を使用する難病患者（児）に対して、発災時における共助による支援の重層化を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の更新と活用にかかる取組を推進する。 個別計画の策定など、避難行動要支援者の支援体制を確立する。 | 危機管理室 福祉部 健康医療部 |
| | 重点アクション No. 18 | | |
| | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村を対象にした避難行動要支援者支援に関する取組事例研修を開催した。 自主防災組織のリーダー育成研修に、避難行動要支援者支援に関する内容を取り入れ、市町村における避難支援等関係者の確保等の支援を行った。 全市町村において避難行動要支援者名簿の作成が完了し、随時更新している。 効率的に計画作成するため、「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を作成した。 個別避難計画を策定していない市町村に対して、個別支援を行った。（未策定は残り1自治体） 保健所において災害時に支援の必要な在宅で人工呼吸器装着等高度医療機器を使用する難病患者（児）等の把握を行うとともに、非常用電源の確保等、難病患者にとって災害時に必要な備えを促すための啓発や関係機関と情報共有・連携し支援体制づくりを行った。 | | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織のリーダー育成研修により市町村における避難支援等関係者の確保等を支援する。 市町村の関係部局間連携を図るため、関係部局合同の初任者研修や避難計画作成支援ガイドも活用した研修を実施するなど、市町村における個別避難計画作成がさらに進むよう支援する。 個別避難計画の未策定市町村に対して、個別ヒアリングなど課題解決に向けた伴走支援を実施する。 難病患者（児）への災害対策の重要性の啓発に加え、市町村、関係機関と連携し支援体制を充実・発展させる。 保健所における在宅人工呼吸器装着難病患者に対する非常用電源確保について、民間企業等への働きかけにより支援の充実を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と課題解決に向けた意見交換を実施する。 名簿活用にかかる事例研究の研修会を実施する。 自主防災組織のリーダー育成研修に、避難行動要支援者支援に関する内容や、大阪府北部地震等の教訓を取り入れ、避難支援等関係者の確保等を支援する。 避難支援者等関係者やボランティア団体等との連携による支援の充実を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-----------------------|--|-------|
| 36 | 医療施設の業務継続体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震等の大規模災害時に、入院患者や施設利用者等が、津波等から迅速かつ円滑に避難することができるよう、また安全確保を行いつつ医療提供が継続してできるよう、津波等の被害を想定した災害対策マニュアルの作成及びBCP（業務継続計画）の策定と災害対応訓練の実施等を医療施設に働きかける。特に、先進事例の紹介などにより、災害拠点病院のBCP策定をサポートする。 ・ また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震による停電、断水等が長期化したことから、医療施設のBCPの重要性を再認識した。 ・ 能登半島地震では、画一的なBCPではなく、病院の特性（地理・診療科目・病床等）に応じたBCP策定や状況変化に合わせたBCPの見直し等の必要性を再認識した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の手引書等の周知を図りながら、全病院でBCP策定や見直しが進むよう働きかけを行う。 | 健康医療部 |
| 重点アクションNo. | | | |
| 19 | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ H29から災害拠点病院の指定要件としてBCP策定が義務づけられた。 ・ 医療施設において、BCP策定及びBCPに基づく災害対策訓練が実施された。 ・ 広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実を図った。 ・ BCPのひな形等を用いた実践的な研修会を実施し、病院のBCP策定を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ BCPの策定 ➤ 病院災害対策訓練 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に対し、ひな形等を示しながら、BCPの策定率向上及びBCPに基づく災害対策訓練の実施を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ BCPの策定（第8次医療計画 目標値） 病院 45.5% (R 4)→80.0%以上 (R 8) ・ 広域災害・救急医療情報システムの的確な運用及び必要な情報の点検・伝達体制の充実を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業と連携したセミナーを開催する。 ・ 病院への立入検査や説明会などあらゆる機会を活用してBCP策定又は見直しを働きかける。 ・ 救急告示病院に対し、専門家によるコンサルティングを活用したBCP策定または改定を支援する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|------------------|---|------|
| 37 | 社会福祉施設の避難体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。 また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、府社会福祉協議会マニュアルに基づく社会福祉施設間における連携が強化されるよう支援する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> | |
| | 重点アクションNo. 20 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年台風第21号による停電等の被害の際に社会福祉施設の利用者支援を確保するための方策に課題があった。 能登半島地震では、被災地の高齢者施設から、被災地外の高齢者施設等へ搬送されたが、入所者の搬送等を想定した支援の枠組みはなかったことから、調整に時間を要した。 また、被災地における社会福祉施設等においては、介護職員等の応援派遣等により、福祉サービスの提供体制確保に必要な支援が実施された。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の防災力強化のため、社会福祉施設間における連携強化を進めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定等を進める。 | 福祉部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 施設集団指導時等（年2回）や社会福祉協議会各施設部会（4部会）において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施を働きかけた。 障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所等において令和6年4月からBCP策定が義務化されたことから、研修やWeb相談会の実施、動画作成・共有等により事業所等のBCP策定を支援した。 「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成に向け、府社会福祉協議会と毎年度協議を実施。府社会福祉協議会の意見も踏まえ、大阪府において「社会福祉施設における災害時の施設間応援協定締結のためのガイドライン」を作成した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 関係市町村等と協力し、津波浸水想定区域内の社会福祉施設において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施を働きかける。 「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」に基づいて、施設間の連携について府社会福祉協議会等と連携して働きかける。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の周知に努め、市町村や施設関係団体と協力し、好事例の紹介を行うなど支援していく。 障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所等においてBCP策定が義務となっていることから、集団指導や運営指導を通じて、BCPの策定及び策定したBCPに基づく研修や訓練等を実施するよう指導を行う。 広域避難等について、国等と協議を進める。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|---------------|---|----------------|--|
| 38 | 在住外国人への情報発信充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震の際には、府と大阪府国際交流財団（OFIX）で「災害時多言語支援センター」を立ち上げ、OFIXで外国人向けの電話相談対応を行うとともに、フェイスブック等で災害関連情報を多言語で発信した。また、在関西総領事館や市町村国際交流団体等に対する情報提供を行った。 ・在住外国人が必要とする情報を、迅速かつ適切に提供することが課題。 ・市町村における多言語支援体制が十分でなかった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。 ・さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討を行う。 ・災害時多言語ボランティアの拡充を図る。 | 危機管理室 府民文化部 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 21 | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人向け防災ガイド・多言語版（英日・中日・韓日・越日・比日・西日・葡日・泰日版）を作成した。 ・多言語版防災手引き等を在住外国人へ配布した。 ・多言語版防災手引き等を市町村ホームページへ掲載した。 ・避難情報に関するポスター・チラシの外国語版（14言語）を大阪府のホームページに掲載するとともに、市町村に在住外国人に周知を図るよう働きかけを行った。 ・府ホームページに自動翻訳サービスを導入（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・イタリア語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語の12言語） ・おおさか防災ネットや防災情報メールについても14言語対応とした。 ・令和5年度には、英語、中国語、韓国・朝鮮語にも対応したスマートフォン等で利用できる「大阪防災アプリ」を提供開始した。 ・日頃から携帯しやすい名刺サイズの外国人のための防災ガイド（やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語版）を作成し配布した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・防災手引き等の多言語化等が完了するよう、未整備の14市町村に引き続き働きかける。 ・避難情報に関するポスター・チラシの外国語版や大阪防災アプリなどを在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府ホームページに自動翻訳サービスの継続（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・イタリア語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語の12言語） ・SNSなど様々なツールを活用し関係機関と連携した情報提供の実施 ・平時から外国人に対し、災害に関する知識や、災害時に情報を入手する方法の周知・発信 ・避難所から多言語支援が必要な避難者情報を収集し、多言語対応の支援を実施。また、外国人留学生等の災害時翻訳・通訳ボランティアへの登録促進 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|--|--|----------------|--|
| 39 | 外国人旅行者の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滯在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、外国人旅行者に対して、以下のとおり情報発信を行ったが、十分に情報が伝わらなかった。 ・大阪観光局、大阪府国際交流財団によるICTを活用した災害情報等の発信を行った ・大阪観光局において、専用回線による多言語コールセンターを設置した。 ・在関西総領事館等に対する情報提供を行った。 ・ターミナル等で多くの滞留者が発生した。 ・避難所にて外国人の混乱が見受けられた <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。 ・外国人旅行者に向けた情報発信に関する効果的な手法等を検討する。 | 危機管理室 府民文化部 | |
| | 重点アクションNo. 22 | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取り組みを促進した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急時情報ポータルサイトの開設・広報 ➢ 帰国に向けた支援フローの策定 ➢ 宿泊事業者向けガイドラインの策定 ・関西広域連合の「帰宅支援に関する協議会」において、令和元年9月に策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」の中にも、外国人旅行者の安全にも配慮した取り組みとして、「災害時の外国人観光客の対策について」をとりまとめた。 ・平成29年度に策定した、観光事業者向けの「外国人旅行者の安全確保・帰国支援に関するガイドライン」について、国の情報発信ツール等の充実を踏まえ、平成30年12月に改訂を行った。 ・府ホームページに自動翻訳サービスを導入（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・イタリア語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語の12言語） ・おおさか防災ネットや防災情報メールについても14言語対応とした。 ・大阪を訪れる外国人旅行者の大阪滞在が安心・快適なものとなるよう、災害時等に必要な情報を多言語（12言語）で一元的に提供するウェブサイト及びスマートフォンアプリ「Osaka Safe Travels（オオサカ セーフ トライベルズ）」の令和2年2月から運用を開始した。（令和5年度終了） ・令和5年度には、英語、中国語、韓国・朝鮮語にも対応したスマートフォン等で利用できる「大阪防災アプリ」を提供開始するとともに、観光客向けアプリ「Discover OSAKA」でも防災情報の提供を開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の知見や府内市町村、観光関連事業者の意見等を踏まえ、支援フロー及びガイドラインの更新を図るとともに、緊急時に必要となる情報発信の内容の充実と認知度向上に取り組む。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した情報提供を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪観光局や大阪府国際交流財団と連携し、必要な情報を多言語化し、HPやSNS、アプリによって発信 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 近畿総合通信局をはじめ、関係機関とともに、情報発信の手法について検討の上、実施 ➢ 発災時には大阪府ホームページを災害情報に特化したページに切替、12言語で自動翻訳 ➢ 鉄道運行、再開情報等を集約、一元化、多言語化し情報発信 ➢ ターミナル駅周辺や観光案内所等における多言語化による情報発信の充実 ➢ 必要な避難者情報を収集し、避難所における多言語化対応を強化 ・府ホームページの自動翻訳サービスを継続（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・イタリア語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語の12言語） | | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-------------------------------------|--|------|
| 40 | 文化財 所有者・管理者の 防災意識の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震では、文化財の中でも特に建造物の被害が多く見られ、耐震対策の重要性が改めて浮き彫りとなつた。 令和2年10月には、災害時に文化財に対する緊急支援等を実施する独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターが設立され、当機構が実施する研修に文化財行政担当者等が参加する等により災害時の体制等について理解を深めているが、有事の際を想定した連携体制や運用の訓練は必要不可欠であり課題である。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財建造物について、耐震診断や対策の方法というハード面、適切な活用方法等のソフト面の両面から耐震対策を検討していく。 | 教育庁 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断 <ul style="list-style-type: none"> 国指定 H27:100% → H29:100% → R 6:100% 府指定 H27: 8% → H29:18% → R 6:70% 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> 国指定 H27:100% → H29:100% → R 6:100% 府指定 H27:66% → H29:70% → R 6:71% 消火設備 <ul style="list-style-type: none"> 国指定 H27:65% → H29:67% → R 6:100% 府指定 H27:26% → H29:30% → R 6:100% 消火・避難訓練の市町村における実施率 <ul style="list-style-type: none"> H27:90% → H29:90% → R 5:79% 大阪府北部地震等の課題・教訓を踏まえ、市町村及び文化財所有者に対して文化財建造物の地震に対する対処方針作成を働きかけた結果、国宝・重要文化財の建造物すべてについて、地震に対する対処方針が作成された。 | | <ul style="list-style-type: none"> 所有者等において文化財耐震診断の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者、文化財所有者に対し、文化財建造物の耐震対策等にかかる説明会を実施する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|------------------|-----------------------------|--|-------|--|
| 41 | ＜新設＞ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化 | <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年8月8日に発生した日向灘の地震において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。令和元年の運用開始以降、初めての臨時情報発表ということもあり、府民や防災対応をとる各主体において、情報の意味や情報発表を受けた防災対応について戸惑いが見られた。 | 危機管理室 | |
| | 重点アクション No. | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報に関する平時からの周知・広報の強化 ・臨時情報発表時の呼びかけの充実及び予め防災対応を定める。 | | |
| | 23 | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時情報発表後の府の防災体制を定め、大阪府災害等応急対策実施要領に位置付けた。 | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| — | | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報の制度そのものに加え、平時との違いを明確にするなどよりわかりやすい周知・広報活動を実施する。 ・臨時情報発表後の府の防災体制を定め、大阪府災害等応急対策実施要領に位置付ける。 ・臨時情報（警戒・注意）発表時には「津波浸水被害想定区域」や「土砂災害の恐れのある地域」など地域の実情に応じて、市町村と連携し、府民・事業者へ呼びかけを実施する。 ・学校の休校や医療施設の休診などの統一的な判断基準を策定するため、国（内閣府）のガイドラインの追記・見直しに留意しながら、関西広域連合などと連携して国へ要望する。 | | |

【ミッションⅡ】

地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---|--|-------|
| 42 | <p>災害医療体制の整備</p> <p>重点アクション No.</p> <p>24</p> | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省通知やR 6 近畿地方 DMAT ブロック訓練をはじめとする災害医療に係る訓練の結果等を踏まえ、地震等の大規模災害時の本部体制を見直し、機能の充実・強化を図る。 地震等の大規模災害時の医療救護活動において、適切な医療提供を可能とするため、災害拠点病院(18 病院)での傷病者の受入れ体制の整備、災害現場での応急処置やトリアージ、医療機関等への支援等を行う DMAT^(注) の出動態勢の確保に万全を期す。 また、医療救護活動が初動期から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、他府県からの医療救護班（保健医療活動チーム）の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備・充実を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震では、府保健医療調整本部で活動する災害医療コーディネーターが不足しており、活動が長期化した場合のマンパワーの不足が生じた。 能登半島地震では、災害急性期に活動する DMAT の活動期間が長期化するなど、その活動範囲が変化した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期の災害医療や、小児周産期・透析等の多分野での調整に対応できる災害医療コーディネーターの養成を行う。 地域の医療事情を熟知した災害医療コーディネーターの養成を行う。 薬事分野については、市町村と連携可能な災害薬事コーディネーターを養成することにより、医薬品確保供給体制の強化を図る。 医療機関の自家発電設備の整備、浸水対策などの施設整備を促進する。また DMAT の活動範囲の変化に対応できるよう、災害拠点病院の資機材等の整備・充実を図る。 医薬品供給体制をより強化するため、モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）やコンテナファーマシー（災害対策医薬品供給コンテナ）といった手段について、災害薬事コーディネーター等と連携し、大阪府の要請に応じて調整可能な体制を構築していく。 | 健康医療部 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 医療救護班（保健医療活動チーム）の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ H29 大規模地震時医療活動訓練やR 6 近畿地方 DMAT ブロック訓練において、他府県 DMAT 隊や府内災害医療コーディネーター、関係団体の受入を行い、大規模災害時の連携体制の強化を図った。 ▶ 災害医療コーディネーターを委嘱した。 浸水対策事業費補助制度を構築した。（R 6, R 7） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 浸水想定区域(100 年に一度程度発生する規模の大震による洪水浸水想定区域等)に所在する病院のうち、浸水未対策の病院に対し、補助金活用による必要な資材の整備を勧奨した。（R 6 実績：58 病院） ▶ 浸水対策の専門家、浸水被害を経験した病院、簡易止水板メーカー等による浸水対策に係る研修会を実施した。（R 6 実績：2 回） | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省通知及び各種府訓練結果を踏まえ、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を行う。 災害医療訓練を年1回以上実施し、関係機関等との連携や災害時の対応強化を図る。 災害医療コーディネーターの養成を進め、体制を維持する。 (R 6 時点：149名) 浸水対策事業費補助制度について、引き続き補助金活用による必要な資材の整備を勧奨していく。併せて浸水対策に係る研修会を実施する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹災害拠点病院等と連携し、DMAT の養成・技能向上や災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。 災害医療コーディネーター研修を毎年行い、災害時の迅速かつ円滑な医療救護活動体制を構築する。 薬事分野に特化した研修を行い、災害薬事コーディネーターを養成する。 DMAT の活動範囲の変化に対応できるよう、災害拠点病院の資機材整備等の体制充実を図る。 |

注) DMA T : 医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-------------------------|--|---|-------|
| 43 | <p><新設> 府管轄保健所の機能強化</p> <p>重点アクション No.</p> <p>25</p> | <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地活動の拠点となる保健所において <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公衆衛生活動に必要となる資機材が不足していた。 ➢ 現地の支援体制が不十分であった。 また、支援団体を含む活動スペースや駐車場が不足していた。 ➢ ライフライン（電力）等の途絶が見られた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の保健衛生活動の拠点となる府管轄の保健所において、災害時、初動から応急対策活動が迅速に実施できるよう機能を強化する。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| — | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に必要となる資機材（ポータブル電源・寝袋・衛生用品等）を整備する。 ・他府県からの応援支援チームが円滑に活動できるよう受援マニュアルの策定や環境整備（執務室や駐車場等の確保）を行う。 ・発災から3日程度、保健所機能を維持できるようにするため、自家発電設備を設置する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|--|-------|
| 44 | <p>SCU（広域搬送拠点 臨時医療施設）の運営体制の充実・強化</p> <p>重点アクション No.</p> <p>26</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震等の大規模災害時に、傷病者を被災地外に航空機を使って搬送するなど、広域医療搬送機能を確保するため、八尾空港に既に整備したSCUにおいて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。 ・関西国際空港や大阪国際空港においても、SCUの設置を想定し、訓練等を通じ体制強化を図る。 ・また、空港ごとにSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震の被災地では、空港等に設置するSCUの他、病院等にSCU機能を担わせ、患者等の搬送がなされていた。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港、大阪国際空港においてSCUの体制整備を検討（H29）した。 ・空港ごとに実務責任者によるSCU協議会の設置と効果的な運営体制を確保し、空港ごとにSCU協議会を設置した。（H26、H27） | | <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港、大阪国際空港におけるSCUの展開場所等の運営体制を整備する。 ・八尾、関西国際空港、大阪国際空港の各SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営体制の充実を図る。 ・空港ごとに関係者によるSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成する等、実災害時の効果的な運営体制の整備を検討する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCU展開時に備えた災害拠点病院や空港管理者、消防等との連携強化（定期的な訓練等の実施、資機材等の適切な維持管理） ・臨時型SCUの運営体制整備（関空、伊丹の展開場所、運営体制の確立） | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----------------------|--|---|-------|
| 45 | 医薬品、医療用資器材の確保 重点アクション No. 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、災害拠点病院では発災直後概ね3日間において、患者を救命・治療するために必要となる医療物資を備蓄し、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。 ・引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| ・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。 | | ・備蓄品の品目や数量の見直し、点検と確保を引き続き行う。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--|--|-------|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 重点アクション No. 28 | <p>＜通行機能確保＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、府内の防災拠点（注）や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、令和2年度までに橋梁の耐震化の完了。引き続き大河川（国管理河川）を跨ぐ橋梁等の耐震化を進める。 ・防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに着実に取り組んできた耐震対策により、大阪府北部地震による落橋等の大きな被害は発生しなかった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、耐震対策に取り組んでいく。 | 都市整備部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁耐震化が計画どおり完了（443橋/443橋） ・広域緊急交通路の機能強化、府県間道路の整備が計画どおり完了（41.2/ 41.2 km完了） | | <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁耐震化 順次、下記橋梁の耐震化に着手（令和7年度以降も継続して事業を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・大河川（国管理河川）を跨ぐ橋梁：19橋 ・広域緊急交通路（その他路線）※15m未満：34橋 ・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 41.2km(R6) → 42.8km(R8)／対象 42.8km | |

注) 防災拠点：災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。府における防災拠点は、大阪府地域防災計画において、“災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院”としている。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | | |
|--|-----------------|--|-------|--|--|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜沿道建築物の耐震化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法に基づき、平成 25 年 11 月に「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」において、耐震診断義務化対象路線、耐震診断の報告期限を定め、平成 25 年度から耐震診断補助を行うとともに、平成 26 年度からは耐震補強設計、耐震改修補助を行い、沿道建築物の耐震化を促進している。 ・また、耐震診断の義務化対象建築物については、令和 7 年度までに、耐震改修等の完了を働きかけている。 ・これまでの取組を踏まえ、今後の耐震化の取組について、令和 7 年 3 月に大阪府住生活審議会へ諮問し、その答申を踏まえ新たに「耐震改修促進計画」を策定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、引き続き耐震化の促進に取り組んでいく。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震や能登半島地震の被害を踏まえ、より大規模な地震が発生すれば、甚大な被害を及ぼすことが想定され、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられたという切迫した状況からも、新たに策定する「耐震改修促進計画」に基づき、府民一丸となって耐震化を加速させる。 | 都市整備部 | | |
| | 重点アクション No. | | | | |
| | 28 | | | | |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、重点化対象の所有者を優先に、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を派遣。 ➢ 耐震診断の義務付け対象建築物の耐震診断、耐震改修等の補助を実施。 ・沿道のブロック塀等の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和 2 年から広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメール等によって耐震化の周知活動を実施。 ➢ 広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象）の耐震診断結果の報告の公表を行った。（R 6. 3） | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物・沿道ブロック塀等の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所管行政庁と連携し耐震診断未実施の所有者に対して督促を行う。 ➢ 診断の結果、耐震性が不足する建築物の所有者に対し改修を働きかける。 ・令和 7 年度末に新たに策定する「耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震化の促進に取り組んでいく。 | | | | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-----------------|---|------|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜信号機電源付加装置の整備等や災害時の渋滞対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路重点 14 路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その緊要性を踏まえた計画的な整備を進める。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道の運行停止や高速道路の通行止めにより、一般道路において大規模な交通渋滞が発生したが、各鉄道の踏切に設置されている遮断機が長時間閉鎖したことでも大規模渋滞の要因の一つであると考えられる。 | 警察本部 |
| | | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災時における交通総量抑制の検討を行う。 鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切開放について鉄道事業者等と協議を行う。 | |
| | 28 | | |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 信号機電源付加装置の整備等 停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等（緊急交通路重点 14 路線等）を行った。 災害発生時において、踏切長時間遮断時の通行機能確保を図るため、鉄道事業者との連絡体制について確認した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 信号機電源付加装置の整備等 停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等（緊急交通路重点 14 路線等）を行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビやラジオ等による「不要不急の車両使用自粛」等の広報要請や交通情報提供装置を活用した「車の利用自粛」広報の実施について関係機関と調整を行う。 鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切の解除について鉄道事業者と協議を行う予定。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-----------------|--|-------|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜無電柱化の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスターplan」において位置付けられた「優先して地中化すべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 平成 29 年度に、「大阪府電線類地中化マスターplan」に代わる「大阪府無電柱化推進計画」を策定し、都市防災の向上をはじめ、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の 3 つの観点から無電柱化を推進する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年台風第 21 号では、暴風により大阪府域で多くの電柱が倒壊し、車両や歩行者が通行できなくなる事態が生じた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うためには、緊急車両の通行する道路を確保することが重要であるため、大阪府無電柱化推進計画に基づき、引き続き、無電柱化の推進に積極的に取り組む。 | 都市整備部 |
| | | | |
| | 28 | | |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 広域緊急交通路に指定された路線、区間のうち、「大阪府無電柱化推進計画」に基づき事業を推進 平成 26（2014）年度末： 13.5km/17.7km 平成 29（2017）年度末： 16.7km/17.7km 令和 3（2021）年度末： 17.5km/17.7km 令和 4（2022）年度末： 3.7km 追加 (計画延長 21.4=17.7+3.7) ・ 令和 6（2024）年度末： 21.4km/21.4km | | <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度末の 21.4km に加え 令和 7（2025）年度からの目標： 2.4km 追加 (計画延長 23.8=21.4+2.4) 21.4km(R 6) → 23.8km(R 8) / 対象 23.8km | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|--|-----------------|---|---------|--|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜避難路等として活用できる基幹農道の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。 | 環境農林水産部 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 28 | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的農道の整備を行った。 0.0km (H26) → 3.89km (R6) | | <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的農道の整備 3.89km (R6末) → 6.75km (R8) | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|-----------------|--|----------------|--|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜災害発生時の踏切長時間遮断に係る対策＞</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震の影響で、多数の列車が駅間に停止したため、長時間にわたり踏切が遮断状態となり、緊急自動車の運行に支障をきたす事態が発生。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に優先的に速やかに開放する踏切の指定について、鉄道事業者等の関係機関に働きかける。 (大阪北部地震での事象を受け、国土交通省は鉄道事業者に対して、速やかに開放する踏切の指定等について要請) ・指定された踏切について、関係機関と連携した訓練の実施とその検証を行い、道路啓閉体制等の充実を図る。 | 危機管理室 都市整備部 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 28 | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・踏切道改良促進法改正（R3.4）以降、国土交通大臣より指定のあった踏切道について、国土交通大臣へ連絡体制などを定めた「地方踏切道災害時管理方法」を提出。 ・「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練等を実施し、災害時の円滑な避難や緊急輸送の確保を図ってきた。 | | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「地方踏切道災害時管理方法」に基づいて関係者間での情報伝達訓練等を実施し、災害時の円滑な避難や緊急輸送の確保を図る。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|-----------------|--|-------|--|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜照明・標識の補修、更新＞</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年台風第21号では、関空島で58.1m/s、大阪（中央区）で47.1m/sの最大瞬間風速を記録するなど猛烈な暴風が発生し、一部の照明・標識において損壊等が発生した。 <p>○課題や教訓を踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、平成28年2月に緊急点検を実施し、「対策が必要」と判定した箇所については平成28年6月までに撤去や補修などの対策を実施、また「経過観察」と判定した箇所は、照明では順次、補修補強や更新を行うとともに、標識では定期点検を実施し、点検結果に基づき対策を講じてきた。 ・平成30年台風第21号の課題を受け、暴風等による倒壊、破損を防止するため、点検及び補修・更新を講じていく。 | 都市整備部 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 28 | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・照明柱・標識柱共に、令和2年度で緊急的な処置は完了。 | | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、府の要領による点検結果に基づき、劣化が進行したものについては、更新などの処置を講じていく。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-----------------|--|-------|
| 46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保 | <p>＜耐震強化岸壁の整備＞</p> <p>・ 地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁を整備する。</p> | 大阪港湾局 |
| | 重点アクション No. | | |
| | 28 | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震強化岸壁の整備について国に働きかけた。 ・ 耐震強化岸壁（泉北6区）に接続する橋梁の耐震化完了。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震強化岸壁（国直轄事業）の整備について、国に働きかける。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|------------------------|---|--|-------|
| 46 | <p>＜新規＞</p> <p>広域緊急交通路等の通行機能確保</p> | <p>＜高盛り土の対策＞</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震では、緊急輸送道路である能越自動車道（国及び石川県管理）の高盛土区間において、複数の大規模崩壊が発生し、復旧活動に大きな影響を及ぼす事態が生じた。 | 都市整備部 |
| | 重点アクション No. | | |
| | 28 | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域緊急交通路における盛土のり面（高盛土（10m以上）かつ集水地形）箇所において、大規模崩壊に伴う道路機能の喪失を防止することを目的とした対策を行う。 | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| — | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域緊急交通路に指定された路線、区間のうち、道路防災点検において、対策が必要（要対策）と診断された箇所（全3箇所）の対策を順次着手。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|-------------|---|-------|--|
| 47 | 鉄道施設の耐震対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組を働きかける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化 ➢ 乗降客数1万人／日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化 ➢ 南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに着実に取り組んできた耐震対策により、大阪府北部地震によって高架橋等の鉄道施設が倒壊するような被害は発生しなかった。 ・大阪モノレールについては、点検方法の特殊性や分岐設備の故障等により、運行再開までに長期間を要することとなった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、鉄道事業者に対して、鉄道施設の耐震対策の取組を働きかける。 ・大阪モノレール㈱が設置した「大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会」での最終報告を踏まえ、大阪モノレール㈱とともに、点検の効率化や施設の耐震力の強化等に取り組む。 | 都市整備部 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 29 | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者に対して以下の取組を働きかけた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉄道施設等の耐震診断 48/48 箇所 ➢ 鉄道施設等の耐震性の確保 36/48 箇所 ➢ 鉄道駅舎の耐震診断 25/25 駅 ➢ 鉄道駅舎の耐震性の確保 21/25 駅 ➢ 地下駅等の津波浸水対策の検討 10/10 駅 ➢ 地下駅等の耐津波性の確保 9/10 駅 | | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者に対して以下の取組を働きかける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉄道施設等の耐震性の確保 48/48 箇所 ➢ 鉄道駅舎の耐震性の確保 25/25 駅 ➢ 地下駅等の耐津波性の確保 10/10 駅 <p>※完了箇所・駅は、鉄道事業者自ら実施したものを含む。</p> <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り計画を前倒しして耐震対策の進捗が図られるよう、鉄道事業者に対して、高架下利用者等との協議に一層取り組むよう働きかける。 ・大阪モノレールについては、「大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会」での最終報告を踏まえ、大阪モノレール㈱とともに、点検の効率化や施設の耐震力の強化等を行っており、引き続き、分岐橋の耐震化等に取り組む。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-----------------|---|----------------|
| 48 | 迅速な道路啓開・航路啓開の実施 | <p>＜道路啓開＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開^(注1)による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓開体制等の充実を図る。 <p>＜航路啓開＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開^(注2)による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航路啓開体制等の充実を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、初動対応から建設業協会等との連携により、早期に道路啓開を実施することができたことから、引き続き、関係機関と連携しながら道路啓開の実行性の向上を図る。 ・能登半島地震では、地形的制約から道路ネットワークが限られる中、道路啓開を含む復旧や被災地支援の活動のアクセスルートとなるべき幹線道路が被災し、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化した。 ・また、津波により転覆した船舶や漁具等の沈降物による航路閉塞が発生した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係機関と連携した道路啓開・航路啓開訓練の実施と検証を行い、迅速な道路啓開・航路啓開に向けた体制等の充実を図る。 | 都市整備部 大阪港湾局 |
| 重点アクション No. | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | | 令和7～8年度の取組 |
| <p>＜道路啓開＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した訓練を年1回実施した。 ・道路啓開マニュアルを策定（H28. 9）した。 ・大阪府域道路啓開計画を策定（H31. 3）、改訂（R 5・R 6）した ・災害時の応援協力に関する協定を既団体に加えて新たに締結した。（R 3. 1） ・災害時の車両移動に関する協定を既団体に加えて新たに締結した。（R 6. 8） <p>＜航路啓開＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾 BCP に基づき、国や各種関係団体と連携した、航路啓開を含む情報伝達訓練を毎年 実施している。 ・深日港では令和5年度より、岬町・国と共同で「命のみなとネットワーク」の取組として、航路啓開を含む物資輸送訓練を実施した。 | | | |

注1) 道路啓開：被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

注2) 航路啓開：被災地との緊急輸送を確保するため、水中の瓦礫や障害物を取り除き、船舶が航行できるようにすること

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|--|-------------------------|--|-------|--|
| 49 | 大規模災害時における受援力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における他府県などからの人的・物的支援について、円滑に受入が行えるよう応援受援計画を策定し、災害時における受援体制の確立を図る。 ・地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの誤着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上等に上空から視認できるヘリサインの整備を促進していく。 | 危機管理室 | |
| | 重点アクション No. | ○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など | | |
| | 31 | <p>・宿泊地の確保、支援場所での活動スペースの準備、必要な人員や職種、男女ともに活動するための配慮事項の整理や資機材の準備が必要。</p> <p>・キッチンカー等の民間企業からの支援に対する窓口を定める必要がある。（避難所単位、市町村単位、府単位など）</p> | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府受援・応援H29年度に策定した。 ・受援計画未策定市町村に対し、応援職員の受入れ担当者の選定や執務スペースの設定といった、最低限必要となる事項を定めた簡易版を作成するように、説明会や個別支援等を実施した。 ・H30年度末時点で、大阪府内全43市町村でヘリサイン1カ所以上の設置が完了した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・受援計画に基づく訓練や国の動向、能登半島地震での課題も踏まえ、大阪府受援・応援計画の充実を図る。 ・能登半島地震の振り返りや国の手引きの改定などを踏まえ、引き続き市町村の受援計画作成・更新を支援する。 ・受援業務シート未策定の市町村に対し、受援業務シートの作成など段階的に計画策定が進むよう支援を行う。 ・受援計画の更新や確認を含む訓練を実施している市町村の事例を集め、他の市町村へ共有する。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|--|-------|
| 50 | 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果（H26 実施）等を踏まえ、平成 27 年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。 その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。 集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配達などのシステムを構成させる。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震において、トイレ環境の改善、温かい食事の提供、プライバシー空間や居住空間の確保のための物資が必要となった。 また、避難所ごとに物資の調達方法が異なり、避難所単位の物資ニーズの把握や国の物資システムを活用できていない事例があった。 さらに、膨大な量の支援物資が物資拠点に到着し、避難所に展開されるため、物資拠点のレイアウトや人員の配置、避難所への到着時間管理等が課題となった。 南海トラフ巨大地震等の広域災害に備え、物資を調達・保管・配達するため、民間倉庫の活用も含めた企業との連携や検討が必要。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が構築した物資調達・輸送調整等支援システムの活用により、府と市町村・国が連携して、物資の要請や受入れ、配達等を効率的に調整し、被災者に物資を提供する。 | 危機管理室 |
| 重点アクション No. | | | |
| 32 | | | |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> H27 年 12 月に「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を取りまとめ、H28 年度より備蓄物資を増強した。R 2 年 9 月には、重点費目以外のブルーシート、パーティション、簡易ベッド等の備蓄について定め、R 6 年 6 月には災害用トイレの備蓄について改定した。 大規模災害時に府や市町村の備蓄物資や国等から寄せらせる救援物資等を、避難所に円滑に配達するため、配達体制や手順等を示した、「大規模災害時における救援物資配達マニュアル」を H29. 3 に作成し、H30. 3 には地震想定を追加し改定を行った。その後も市町村の物資拠点の変更などに合わせ、継続的に必要な改定を行っている。 平成 30 年度から、防災協定締結先である大阪府トラック協会や市町村と合同で物資配達訓練を実施し、物資の配達ルートについて実証を行っている。 燃料について、災害時における燃料等の優先供給等について定めた協定を締結した。 資源エネルギー庁作成の「災害時燃料供給の円滑化のための手引き（以下、国手引き）」に基づき、災害時の燃料確保の手順についてまとめた「大規模災害発生時における燃料調達マニュアル」を H29 年 3 月に策定した。また、国手引きの R 3 年 3 月の改訂に合わせ、同月にマニュアルの改定を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 国の「能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方」等を踏まえ、物資対策協議会において協議を進め、避難所生活の QOL 向上に資するよう、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を改定し、備蓄の充実を進める。 温かい食事が提供できるよう、炊き出しセットを避難所に配備し、避難所の食の環境改善を行う。 「大規模災害時における救援物資配達マニュアル」に基づく物資輸送訓練の実施と必要に応じて、マニュアルを改定する。 集配体制の強化や災害時の速やかな連携を図るため、民間事業者と定期的な意見交換等を行う。 国のブッシュ型支援受け入れ時に必要となる物資倉庫の確保について、民間事業者と定期的な意見交換等を行い、空き情報や連絡先について把握できる仕組みを確立しておく。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の物資調達システムの活用促進のため、マニュアルの整備や研修・訓練を実施する。 救援物資配達マニュアル及び後方支援活動拠点マニュアルの充実により、レイアウトや必要人員の整理を実施する。 物資輸送の効率化や格納力の向上によっても不足する場合に備え、物資拠点あり方について検討する。 民間企業との防災協定等による物資調達の準備・検討 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---------------------------------------|---|------------------|
| 51 | 災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進 | <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年台風21号来襲時に停電が数日間続き、住民生活や事業活動に影響が及んだところもあったため、蓄電池や燃料電池の利活用等、停電に対する備えが必要である。 ・能登半島地震による停電の際にも、自動車メーカー等が被災地に電動車を派遣し、外部給電機能を活用した活動が行われた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における電力確保に向けて、災害時に電力を供給することもできる電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の普及を促進する。 | 商工労働部 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRした。 ・自動車ディーラー（販売事業者）店舗に加え、イベント会場にて、非常時にも役立つ給電機能等に関する体験キャンペーンを実施した。 ・池田保健所主催の病院・診療所、市町の職員、訪問看護ステーション等の難病児者の関係機関を対象とした研修会にて、包括連携を締結する自動車販売ディーラーと連携し、電動車の災害時の活用に関する講義や車両からの給電デモを行った。 | | <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP普及啓発セミナー・ワークショップの他、各種イベント等において、EV・FCVの非常用電源としての有効性について周知するとともに、EV・FCVを活用した給電デモ等の支援を行う。 ・各種防災訓練において、EV・FCVを非常用電源として活用する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|---|-------|
| 52 | 水道の早期復旧及び飲用水の確保 | <p><水道の早期復旧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。 ・また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の応援受援体制強化を働きかける。これらの取組により、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後40日^(注1)まで要するとした復旧期間について、30日以内にまでの短縮をめざす。 <p><飲用水確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓^(注2)」や市町村水道事業者が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努めるとともに定期的に単独及び広域的な被害情報収集・応急給水訓練を実施する。 | 健康医療部 |
| 重点アクション No. | | | |
| 33 | <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対し、水道施設の耐震化、管路の更新等にかかる交付金の採択要件等の緩和、対象事業の拡大等、制度の拡充を要望するとともに、水道施設の災害復旧に対する支援を要望した。 ・老朽化した管路の破損等により断水が生じたことから、水道施設・管路の更新・耐震化の重要性を再認識した。 ・能登半島地震では、上下水道の復旧に多くの時間を要したことにより、長期間にわたり断水が発生し、被災者の生活に影響が大きかった。 | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・全事業体に対し毎年実施している水道事業計画ヒアリングにおいて、水道施設・管路の更新・耐震化等について、国庫補助の活用しつつ積極的かつ計画的に実施していくよう助言を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基幹管路耐震適合率 37.8%（H26）→55.1%（R 4） ・重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業体が策定する耐震化計画への位置づけの状況等について確認の上、助言を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震化計画での記載 18/43事業所（H26）→35/43事業所（R 4） ・災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、避難所や災害拠点病院等の重要施設に接続する上下水道一体で耐震化を推進するため「上下水道耐震化計画」を策定するよう事業体に対し助言した。 ・毎年実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際に、水道（用水供給）事業者間での連携の強化の必要性について周知した。 ・締結済の大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定に基づき、企業団及び市町水道事業体が参加する震災対策合同訓練（10月）を行う等、横断的な訓練を通じて応援受援体制の強化に努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全事業体に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設・管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施していくよう、引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業体に対し、策定を指導する。 ・重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業体が策定する耐震化計画へ位置づけ、飲料水の確保対策を進めていくよう助言する。 ・毎年実施している災害時応援可能人員、資機材等の調査の際に、水道（用水供給）事業者間での連携の強化の必要性について周知を継続する。 ・締結済の大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定に基づき、企業団及び市町水道事業体が参加する震災対策合同訓練を実施し、応援受援体制の強化を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設・管路の更新・耐震化等についての助言による耐震適合率の向上と合わせて、被災した場合に下水道事業者と被害状況や応急復旧計画を共有する等の連携した復旧体制の構築を促す。 | | |

注1) 最長発災40日：大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、上水道について「発災約40日後にほとんどの断水が解消」と想定されている。

注2) あんしん給水栓：地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-----------------------|---|-------|
| 53 | 井戸水等による生活用水の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組が行われるように働きかける。 ・また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。 ・災害時協力井戸に関するホームページについて定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら、井戸所在情報を発信した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活用水の確保を図るための災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかける。 ・災害時協力井戸に関するホームページについて定期的に更新、登録情報の再確認を行う。 ・適宜、市にも情報照会を行いながら、井戸所在情報を発信する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---|--|------------------------|
| 54 | 避難所の確保と運営体制の確立 <p>重点アクション No.</p> <p>34</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。 ・スムーズな避難誘導や避難者の QOL^(注)確保等に向け、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。 <p>また、平成 25 年度の災害対策基本法の改正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、令和 6 年の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・運営ガイドライン」を踏まえた、同指針改訂版に基づき、各市町村に対し「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震の際、避難所運営にあたり、一部の市では自主防災組織による運営の仕組みが未整備であったため、市町職員が長期にわたり避難所運営に従事することにより、他の災害対応業務要員が不足することがあった。 ・能登半島地震の際、「避難所運営の自主運営への移行」、「女性や子ども、ペット連れ等への配慮」、「在宅避難、車中泊など避難所以外の被災者情報の把握」、「衛生環境の悪化」、「感染症対応」、「パーティションやテント等必要な物資の確保」、「避難所の集約・閉鎖に関するルールの事前設定」などに課題があった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の長期化も想定した、行政やそれ以外の組織等との連携による避難所運営の仕組みの検討を行う。 | <p>危機管理室 健康医療部</p> |

| 10 年間（H27～R 6）の実績 | 令和 7～8 年度の取組 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村において避難所指定を行った。 ・全市町村に対して、避難所運営マニュアル策定、訓練、改定を働きかけた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪府避難所運営マニュアル作成指針について、市町村に対して研修会やヒアリング、意見交換等を行うなど働きかけを行った。（H28、H 30、R 1、R 2） ➢ 全市町村において、避難所運営マニュアルの策定が完了した。（H29. 1） ➢ 大阪府避難所運営マニュアル作成指針を改訂した。（H29. 3、R 4. 3、R 5. 3、R 6. 3、5） ➢ 大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合、大阪府簡易宿泊所生活衛生同業組合、個別のホテルと災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定を締結。（R 2～） ➢ 大型商業施設の立体駐車場を車で避難する場合の避難先として日本ショッピングセンター協会と協定を締結。（R 3. 3） ➢ 府ポータルサイトに市町村の避難所に関する取り組み事例を掲載 ➢ 民間企業との包括連携協定に、避難所での携帯電話等の充電サービスや Wi-fi 活用、資機材のレンタルについて盛り込んだ。 ・能登半島地震を受け、国の振り返りや現地で支援した府及び市町村職員へのアンケート結果を踏まえ、避難所運営マニュアル作成指針の改定を行う。（避難所における自主運営、ペットの同伴避難、在宅・車中泊避難者等の支援、避難所における合理的配慮等） ・避難所における環境衛生対策について、環境衛生監視員が市町村からの要請や保健師等保健医療活動チームとして避難所の管理者への助言等する際に活用できるよう手引きを作成した。また、市町村などが行う避難所運営での環境衛生対策を同監視員目線でまとめた「避難所における環境衛生対策ガイド」を作成し、市町村や市保健所に配付・説明した。（R 6. 1） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の避難所運営マニュアルの改定状況を把握し、市町村とともに改定への課題について洗い出し、改定に繋げていく。 ・市町村の避難所運営マニュアル改定後、避難所運営体制の確立に向け、市町村に避難所開設訓練実施の働きかけ。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営マニュアル改定への課題について、市町村ヒアリングを行い、速やかに改定ができるよう支援するとともに、国より新たな方針等が示されれば速やかに市町村に提供し、適切な改定に繋げる。 ・「避難所における環境衛生対策ガイド」についても、専門家の最新の知見を踏まえ内容の充実、周知啓発を行う等、避難所環境衛生の向上に資する取組を実施する。 |

注) QOL : クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)。「生活の質」と訳される。ここでは、避難所の生活の質を確保していくことを示している。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--|--|--------------|
| 55 | 福祉避難所の確保 重点アクション No. 35 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、居宅、避難所等では自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に対して福祉避難所（二次的避難所）の指定について、引き続き全市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。 ・また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介護職員等の確保を働きかける。 ・あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、福祉避難所が不足するとともに、福祉施設の職員等も被災したことから、福祉避難所を運営する人員も不足した。 | 危機管理室 福祉部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府避難所運営マニュアル作成指針を改訂し、各市町村に福祉避難所の指定促進を働きかけ、R 6年7月末時点で、全市町村において福祉避難所 674箇所を指定した。 ・福祉避難所開設訓練の実施、避難所ごとのマニュアル作成について市町村に働きかけた。 ・市町村の福祉担当課長会議において、福祉部と連携し、社会福祉施設に対して福祉避難所指定へ協力依頼を行った。また、府立学校校長会を通じ、府立支援学校に対して福祉避難所指定への協力依頼を行った旨等を説明し、体制整備に関する働きかけを行った。（R 2, R 3, R 4, R 5, R 6） ・令和6年に府立学校の福祉避難所の指定について、校長会での依頼や防災対策協議会で市町村に周知するとともに、市町村へアンケートを行い、実際に府立学校を訪問し指定の依頼を行った。 ・令和6年に一般指定避難所において要配慮者が過ごしやすいよう、福祉団体や福祉部と連携し、避難所運営マニュアルを改定した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村での福祉避難所の確保に向けて、福祉部と連携し働きかけを行う。 ・福祉避難所運営の確立に向け市町村とともに検討し、大阪府避難所運営マニュアル作成指針並びに市町村避難所運営マニュアルの改訂につなげる。 ・福祉部と連携し、福祉避難所の運営体制の確立に向け、市町村に働きかける。 ・社会福祉施設における災害発生時の体制整備に向けた支援。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|---|--------------------|---|----------------|--|
| 56 | 帰宅困難者対策の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。 ・平成26年度に策定した、「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインについて、事業者ごとの防災計画策定や具体的な備えを働きかけていく。 ・帰宅困難者等が多数集中し、混亂が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混亂防止策について、一時滞在施設の確保など鉄道事業者等との連携により確立されるよう支援する。 ・府県を越えた「帰宅支援」については、関西広域連合の検討の場において、支援策を確立する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」で想定していない出勤時間帯に地震が発生し、企業における従業員への対応がまちまちであった。 ・また、北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたが、運行停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じたことから、主要駅を中心に滞留者が発生した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時間帯別の出勤及び帰宅困難者の対応を検討する。 ・鉄道事業者等における運行再開情報等の発信や駅間停車列車の救済対応を働きかける。 ・情報発信の充実・強化を行う。 ・行き場のない帰宅困難者等への対応を検討する。 | 危機管理室 都市整備部 | |
| | 重点アクション No. | | | |
| | 36 | | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等との連携により、企業に「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインを周知し、実行計画の策定を働きかけるとともに、取組企業の事例を把握・周知を図った。また、帰宅支援策について、協議するとともに、広域対応として関西広域連合においてもガイドラインの策定に向けた検討を開始した。 ・大阪市のターミナル混亂防止策を検討する協議会（府も参画）で、大阪駅などで「帰宅困難者対応マニュアル」を5地区で策定。 ・関西広域連合において、令和元年9月に「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」が策定された。 ・市町村の一時滞在施設確保に向け、府有施設（臨海スポーツセンター、府立体育館、大阪国際会議場等）での協力を拡大した。 ・災害時にSNS等様々なツールを活用し、情報発信ができるよう鉄道事業者の情報に加え、発災時間帯別基本ルールなど、あらかじめ定型文を作成した。 ・情報発信を強化するため、府の災害対策本部に情報発信要員を配置することとした。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道等運転再開時の混亂防止の為の分散帰宅について、企業等へ周知・啓発する。 ・帰宅困難者への一時滞在施設の情報など、防災アプリなどを通じた情報提供の取組を進める。 ・府有施設、業界団体への働きかけを行い、一時滞在施設の確保を進める。 ・好事例の共有など、市町村への働きかけを行う。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|--------------------------------|--|--------------------|
| 57 | 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。 ・後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づく府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。 ・また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画の見直しを行う。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、広域的にガス供給が停止し、全国からのガス事業者の応援を得て復旧作業にあたるため、部隊を受け入れる拠点が必要となった。 ・ライフラインの復旧のため、指定公共機関である大阪ガスが後方支援活動拠点（府営公園、万博公園）を使用できる協定を締結した。 ・指定公共機関の後方支援活動拠点での使用エリアは定めているものの現地の検証が必要。 | |
| 重点アクション No. 37 | | | 危機管理室 都市整備部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・後方支援活動拠点等となる府営公園の整備を行った。 開設面積 14.2ha 増加 (698.1ha→712.3ha) ・後方支援活動拠点の配置のあり方の検証結果を踏まえ、大阪府内全域での部隊展開を図るため、4公園の受入計画を追加した。あわせて、広域避難地を含め各公園の受入計画の見直しを図り、広域的支援部隊受入計画「第5版」「第6版」を策定した。 ・一部公園のエリア配置を見直すとともに、8公園に対して災害時に指定公共機関等が使用できる活動エリアを追加した。あわせて後方支援活動拠点の受入計画の見直しを図り、広域的支援部隊受入計画「第7版」「第8版」を策定した。 ・救助機関等と連携した実動訓練や図上訓練を実施した。(H27～R 6 : 10回) ・緊急防災推進員による参集訓練 (H27～R 6 : 4回) | | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、後方支援活動拠点等となる府営公園を関係者とも調整し、整備する。 ・地震津波災害対策訓練等を踏まえて、関係機関と連携し、広域的支援部隊受入計画や後方支援活動拠点マニュアルの検証と必要に応じた見直しを行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪ガスと拠点使用に関する協定を締結したことから、他の指定公共機関とも協定の必要性について検討していく。 ・令和4年に図上にて各救助機関と部隊展開案の検討を行った結果、一部の拠点で課題が判明したことから、関係機関と連携した実動訓練を行い、各機関活動エリアの見直しを行う。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|------------------------|--|-------|
| 58 | DPAT 編成等の被災者のこころのケアの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスや PTSD^(注1)に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。 ・被災時のこころのケアマニュアルの必要に応じた改訂と、DPAT^(注2)の隊員の養成と隊員の技能向上を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では、精神科病院の被災状況を把握する際に、EMISでは確認できない精神科特有の情報（保護室・隔離拘束等の状況）の把握が困難であった。 ・また、休日・夜間の精神科救急ダイヤル等の委託事業において、交通途絶等による出勤困難により、体制確保の調整をするのに時間を要した。 ・持続的に隊の編成ができるように都道府県 DPAT も含めて隊の充実を図るとともに、技能向上を図る必要性がある。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院の被災状況を把握できるよう、EMIS 入力時の精神科特有の情報入力のルールを検討する。さらに、DPAT 事務局にシステム改修を働きかける。 ・休日・夜間の精神科救急ダイヤル等の委託業者と休日・夜間体制の職員配置、オンコール等の基準を検討する。 | 健康医療部 |
| 重点アクション No. | | | |
| 38 | | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアマニュアルを、災害時の指揮体制及び全体の役割を示す大阪府 DPAT ガイドラインに改定した（H29. 3）。 ・大阪 DPAT ガイドラインを廃止し、「大阪 DPAT 活動マニュアル」を作成し（R 3. 9）、適宜改定している。 ・「こころのケア」に関する知識や配慮すべき事項をまとめた「災害時のこころのケアのてびき」を作成した（R 3. 7 作成、R 5. 3 改訂） ・災害時等のこころの健康に関する相談にかかる人材養成を行った。 ・大阪府 DPAT の人材養成を行った。 ・医療機関等に対し、精神科特有の情報入力のルールを踏まえた EMIS 入力についての研修を実施した。 ・DPAT 運営委員会を設置し、大阪 DPAT の体制整備について検討を行った。 ・夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託業者と緊急時等の体制についての確認をおこなった。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や市町村等、災害時等に対応する職員や、府内医療機関職員等を対象に災害時のこころのケアに関する研修と、府内の医療機関職員等を対象に DPAT 隊員養成と技能向上するための研修を実施する。 ・DPAT 運営委員会を開催し、大阪 DPAT の人材育成、受援体制の整備、派遣体制の整備について検討する。また、ローカル隊を含む DPAT への設備整備支援を行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震等の課題を踏まえ、ロジスティック技術の向上も図るよう技能維持研修や訓練を実施するなど DPAT 体制充実を図っていく。 ▶ DPAT 運営委員会を開催し関係機関との連携体制を強化する。 | |

注 1) PTSD：心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。

注 2) DPAT：大規模災害などで被災した精神科病院への災害時精神科医療の提供と、精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--------------------------------|---|------|
| 59 | 災害時における被災児童生徒のこころのケアの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 府内各学校において、避難者として転入があること、児童生徒が精神的な被害を受けることなどをふまえ、被災児童生徒のこころのケアを行うためスクールカウンセラー等の緊急派遣体制を確保する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校においては、災害時の対応についてのガイドラインの周知、教職員の専門性の向上について、必要性を再確認した。 支援学校においては、災害発生時における障がいのある子どもたちの対応にあたっては、臨床心理士の活用をはじめ、個々の発達の状況や障がいの特性に応じた適切な支援の重要性を確認した。 小中学校においては、緊急支援初期段階における府教育庁と市町村教育委員会及びスクールカウンセラースーパーバイザーとの連絡・調整を十分に図ること、また、被災地域が広域であり被害が重篤であった場合の支援体制の想定も必要であることが確認できた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校においては、災害時における生徒の心のケアやスクールカウンセラーと連携した校内支援体制づくりに関する教職員の専門性の向上に努める。 支援学校においては、地震等の災害時における児童生徒の心のケアなどの対応方法について、臨床心理士による研修の実施など、教職員の専門性の向上に努める。 小中学校においては、大規模災害時における府教育庁と市町村教育委員会が連携した緊急支援体制について、専門家の意見も参考に方向性を明示し、市町村教育委員会及びスクールカウンセラーに周知していく。 | 教育庁 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 小中学校においては、スクールカウンセラー連絡会等で大規模災害時の心のケア等について研修を行うとともに、緊急、災害時におけるスクールカウンセラー・市町村教育委員会の役割の明確化等、支援の在り方について、市町村教育委員会の指導主事とスクールカウンセラーが協議を行い、緊急時に、各学校において、被災児童生徒等の心のケアを進める体制づくりが進むよう指導助言を行った。 高等学校においては、スクールカウンセラー連絡協議会で、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努めた。 大規模災害等緊急事案発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、学校や市町村教育委員会に対して指導助言を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー等による緊急支援体制を維持していく。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立学校においては、スクールカウンセラーや臨床心理士等との支援体制の充実に努め、教職員の専門性の向上を図る。 小中学校においては、スクールカウンセラー連絡会等で大規模災害時等の心のケアについて研修を行うとともに、各市町村教育委員会での緊急支援体制づくりについて指導助言を行う。 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|--|-------|
| 60 | <p>被災者・要配慮者への健康相談や連携支援等の実施による災害関連死の防止</p> <p>重点アクション No.</p> <p>39</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、避難者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援につなげ、災害関連死の防止に努める。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の被災市町村では、災害応急対応に追われ、避難者の健康管理など避難所支援の要請まで対応できない状況にあることを認識し、府保健医療調整本部の指揮のもと、速やかにD H E A T 及び公衆衛生チームを派遣する必要がある。 ・通信設備の被災により、関係機関と災害情報のデータ共有が困難であった。 ・支援が長期化する場合、派遣職員及び派遣調整、後方支援を行う職員に限りがある。 ・現地活動及び被災地への移動手段に苦慮した。 ・被災地の宿泊施設が被災、もしくは避難所となっているため、広範囲から選定する必要があった。 ・医療的ケアが必要な方、要配慮者等に関する情報が統一・共有されておらず、現地での福祉・医療活動が滞った事例があった。 ・能登半島地震においては、災害関連死の死者数が災害による直接死者数を上回っており、その防止に向けたリスク軽減策が必要である <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における災害対策の研修等の企画立案、実施の実務を担う人材の養成を図る。 ・D H E A T 及び公衆衛生チームの構成員の養成並びに資質の維持及び向上を図る。 ・速やかにD H E A T 及び公衆衛生チームの受援及び派遣のルールを検討する。 ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿から得られる情報と保健医療情報を一元的に管理し、府及び支援者が共同利用可能なシステム化の検討を行う。 ・災害関連死のリスク軽減を図るため、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。 ・人工呼吸器等高度医療機器を使用する難病患者に対して、発災時における共助による支援の重層化を図る。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修を実施した。 また、能登半島地震を踏まえ、自然災害に対する研修も実施した。（R 7. 1） ・大規模地震時における保健師活動の活動マニュアルを改定した。（H27） ・熊本地震における公衆衛生活動の報告会の実施（H 28）、活動報告書の作成及び市町村等への配付を行った。（H29） ・政令・中核市を含む保健所等の職員を対象にD H E A T 養成研修を実施した。（R 1～継続） ・能登半島地震における帰阪報告会を実施（R 6. 3）、活動報告書を作成及び市町村等への共有。（R 7. 3 予定） ・保健所災害対策マニュアルを改訂。（R 7. 3 予定） ・大阪府訪問看護ステーション協会との連携により、在宅人工呼吸器装着患者に対する非常用電源を整備した。（R 2）また、災害による停電を想定した連絡体制確認訓練（R 5）や、非常用電源の運搬訓練（R 6）を行った。 ・かかりつけ医や積極的医療機関による在宅人工呼吸器装着患者に対する非常用電源の整備に係る支援を行った。（R 6） | <ul style="list-style-type: none"> ・府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の充実（年1回以上実施）を図る。 ・各保健所が市町村と連携して災害時における保健医療活動を効率的・効果的に行うため体制の充実を図る。 ・健康危機管理会議等により、保健所と地域の関係機関との連携を強化する。 ・近畿ブロックD H E A T 協議会において、合同研修訓練を実施（R 7 担当：和歌山県） ・大阪府訪問看護ステーション協会との連携により、在宅人工呼吸器装着に対する非常用電源確保等に係る支援を行う。 ・かかりつけ医や積極的医療機関による在宅人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等に係る支援を行う。 ・災害関連死のリスク軽減を図るため、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組み（災害関連死防止対策システム）を構築する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震を踏まえ、保健所における健康危機管理研修及びD H E A T 養成研修の充実を図る。 ・医療的ケア等のニーズのある避難者情報を支援チーム等と共有し、地域医療等へつなぐためのツールを構築する。 ・避難所の環境衛生対策手引きについて、最新の知見を踏まえ、内容を充実させ、避難所の公衆衛生環境の改善を図るとともに、引き続き研修・訓練を実施し環境衛生監視員のスキルの向上を図る。 | | |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、避難所の巡回健康相談・衛生指導の強化により避難所における公衆衛生上の助言を行う。 ・連携の拠点による地域の多職種で情報共有を行う連携体制の構築を支援する。 |
|--|---|

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--|---|------|
| 61 | 災害における福祉専門職(災害派遣福祉チーム)の確保体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携を図り、災害発生時の福祉ニーズに円滑に対応するための取組を進めていく。 ・地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を活用した、民間施設等の福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等、災害時における福祉専門職の確保体制の充実・強化を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地における「人」の支援が重要であり、福祉分野についても専門職による支援が必要となる。 ・災害時要配慮者の支援にあたっては、多職種多機関と連携した支援が重要となる。 ・平時より、チーム員同士の連携強化を図ることで、災害時のスムーズな支援につなげることができる。 ・大規模な震災の場合、他県からのDWATを多く受け入れることになり、平時より受援体制を整えておくことが必要である。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設等の福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）を構築し、被災地に派遣できる体制を整えていく。 ・また、現場における多職種多機関連携のあり方やチーム員同士の連携強化、受援体制の構築について検討する。 | 福祉部 |
| | 重点アクション No. 40 | | |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府災害福祉支援ネットワーク構成団体と人員派遣や物資供給等に関する情報の連携等について協議し、府の防災訓練にあわせた情報伝達訓練及びネットワーク会議を毎年実施。併せて体制の充実・強化について、構成団体とともに検討を行った。 ・大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱等を策定するなどDWAT構築に向けた準備を進め、令和2年3月26日に大阪DWATを発足させた。 ・令和6年能登半島地震において、38人（延べ167人）のチーム員を金沢市内の1.5次避難所へ派遣した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ネットワーク構成団体とネットワーク会議を定期的に実施するほか、大阪DWATの円滑なチーム派遣に向けた協議を行う。また、研修・訓練の内容のアップデートを進め、マニュアルの更新整備を行い、災害時におけるDWATの確保体制の充実・強化を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修・訓練の内容を、多職種多機関連携を踏まえた実践的なものにするほか、平時の取組を促進し、チーム員間の連携強化を推進する。また、受援体制の構築についても検討を進める。 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|------------------|--|-------|
| 62 | 被災地域の食品衛生監視活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体からのキッチンカー受入れに際し、自動車による飲食店営業許可基準に自治体間で差異があることにより、被災地での違反行為に対する監視指導等が円滑に行えない課題がある。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係施設への監視指導及び衛生講習会を実施するとともに、消費者への広報、衛生講習会を実施した。 ・令和4年度より、関西広域連合において構成自治体で協議の上、令和6年11月「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針案」を策定した。（案の施行は令和7年4月予定） | | <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係施設への監視指導及び衛生講習会の実施、消費者への広報、衛生講習会を実施する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---------------------|--|-------|
| 63 | 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、集中取組期間中に各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う。 ・災害時感染症制御チーム（DICT）の派遣要請を迅速に行えるよう調整を行う。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震では避難所での感染症発生の報告はなかったものの、情報の確認などに手間がかかった。 ・能登半島地震では、避難所でインフルエンザウイルスやコロナウイルスなどによる感染症患者が発生し、隔離や医療の提供が必要となった。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年から平成29年にかけて各保健所で災害マニュアルの策定・改訂を行った。 ・令和元年以降、災害時の感染症対策情報をホームページで毎年更新し、発災時はその周知を随時行った。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練等を通じたマニュアルの充実や災害時感染症制御チーム（DICT）の体制把握など感染症制御に関する取組を行う。 ・国において被災地域における防疫活動の見直しがされた場合、マニュアル等の見直しを検討する。 ・避難所の空気環境等の環境衛生対策が感染症予防につながることから、市町村などが行う避難所運営での環境衛生対策をまとめた「避難所における環境衛生対策ガイド」についても、専門家の最新の知見を踏まえ内容の充実、周知啓発を行う等、避難所環境衛生の向上に資する取組を実施する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所情報の共有体制を検討する。 ・平時から各専門職種間で情報交換を行うとともに、災害時には感染症対策や衛生面等に係る避難所等の情報をそれぞれの専門的見地から共有し、感染症対策に生かせる体制を構築する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|---|-------|
| 64 | 下水道施設の耐震化等の推進 重点アクション No. 41 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成した。 ・被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、流域下水道管渠の耐震対策を進め、優先度の高いものから計画的に耐震対策を行い、その完了をめざす。 ・流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間中に逆流防止の対策を完了した。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震での被災状況より、水道と下水道の両方の機能確保が重要とされ、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する管路、施設の耐震化を計画的・重点的に進める方針が国から示されたことを踏まえ、各施設の優先度を設定したうえで耐震性能の確保に努めていく。 | 都市整備部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間（～H27）中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強（33箇所）を完了。 ・広域緊急交通路の交通途絶対策（横断部）と流下機能を確保（処理場・ポンプ場の直近）するため、優先度の高い管渠から計画的に耐震対策（6.3 km）を完了。 ・被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、流域下水道管渠の耐震対策を進め、優先度の高いものから計画的に耐震対策（6.3 km）を完了。 ・流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間（～H27）中に逆流防止の対策（3箇所）を完了。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道管渠においては、能登半島地震等での被災状況を踏まえ、社会的影響が大きい対策箇所の耐震診断を実施する。 ・処理場においては、早期の機能復旧が必要な施設（揚排水、流下、沈殿、消毒）について耐震診断を実施する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--|--|-------|
| 65 | 下水道機能の早期確保 重点アクション No. 42 | <p>・地震発生後に、流域下水道施設の処理機能のうち、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう策定した業務継続計画（下水道 BCP（平成 25 年度策定））について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発災直後の緊急点検（地上からの目視）では管渠内の異常が発見できなかった。 ・台風により受電設備が損傷した送泥ポンプ場は、電源を喪失し機能が停止。 ・能登半島地震では、上下水道システム（急所施設）が被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼすとともに、復旧が長期化したこと踏まえ、上下水道一体での耐震化を推進する方針が国から示された。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急点検の内容の見直し ・送泥ポンプ場での非常用発電機等による電源確保 | 都市整備部 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・処理場・ポンプ場の停電を想定した防災訓練を実施し、自家発電用燃料の調達にかかる手続きや様式を整理するとともに、被災時における早期の機能復旧として仮設ポンプや仮設沈殿方法等を位置付けた BCP の改善を実施。（R 5～R 6 年度） ・大阪府北部地震を通じて BCP の再点検を実施。各フェーズでの点検内容を整理したうえで、要対策箇所や腐食のおそれの大きい箇所等の優先度を踏まえた管渠内部の調査（緊急点検）に見直し、下水道 BCP に位置づけ。（H30 年度） ・送泥ポンプ場の非常用発電機等の設置工事が完了（R 2 年度） (石津、高石、泉北、磯の上、三宝、中部) | | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度に改定した BCP の実効性を高めるため、資機材の確保等を進める。その際に上下水道一体での連携の検討も進める。 ・下水道台帳の電子化に併せ、被災時における管渠調査等を効率的に行えるよう、データのクラウド化を行う（DX の推進） | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|---|-------|
| 66 | し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関（大阪府衛生管理協同組合等）との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の早期復旧、復旧までの広域処理 ・収集運搬車両の確保 ・処理全体（引き抜き・収集運搬・処理）のBCPの検討 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な処理体制を確保するための相互協力体制の維持、点検を行った。 ・市町村担当部局との連携体制充実のため、地域ごとの相互支援救援協定締結に向けた協議に参画し、府内の全ての市町村・一部事務組合間で、相互支援協定が締結された。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 泉州地域「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（H25. 3. 22）」 ➢ 北大阪地域「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書（H27. 7. 1）」 ➢ 南河内地域「南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定（H29. 6. 1）」 ➢ 東大阪地域「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（H30. 4. 1）」 ➢ 大阪市、堺市、八尾市、松原市「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（H31. 3. 25）」 ・大阪府衛生管理協同組合と締結した「災害時団体救援協定（H16. 8. 30）」を、感染症有時の際にも協定を活用できるよう、「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定」に改正の上、新たな協定として締結した。（R 6. 7. 1） | <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な処理体制を確保するための相互協力体制の維持、点検を行う。 ・大阪府衛生管理協同組合との「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定」を継続する。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--|--|---------|
| 67 | 生活ごみの適正処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府災害廃棄物処理計画を策定（H29. 3）し、災害廃棄物に係る処理体制等の基本的考え方を整備した。 ・府と一般社団法人大阪府清掃事業連合会との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する協定を締結した。（H 29. 8. 4） ・府内市町村間で、相互支援協定を締結した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 東大阪エリア（H20. 3. 3） ➢ 堺・泉州エリア（H25. 3. 22） ➢ 北大阪エリア（H27. 7. 1） ➢ 南河内エリア（H29. 6. 1） ・近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画を大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（構成員として参画）において策定した。（H29. 7）（R 4. 3 改訂） | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の施設の稼動状況等の連絡体制を維持、改善する。 ・府内市町村向けに毎年研修等を実施する。 | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|--|---------|
| 68 | 管理化学物質の適正管理指導 重点アクション No. 43 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組が行われるよう働きかけ、期間終了後も引き続き当該計画書の更新等がなされるよう指導・働きかけを行う。 ・また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・管理化学物質に係る法令の権限を移譲した市町村と連携し、届出対象事業所に対し、説明会や立入検査等を通じ、環境リスク低減対策の検討・実施を働きかけるとともに、化学物質管理計画書の届出が確実になされるよう指導した結果、全届出対象事業所（480事業所）からの届出があった。 ・府から市町村消防部局に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を平成26年度より毎年提供した。 ・対策事例集を平成27年度に作成（H28年度及びR3年度に改訂）。届出事業者に周知するとともに、業界団体を通じて、届出外事業者にも周知した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導を行う。立入検査等により対策推進指導を行う。 ・市町村消防局等への情報提供を行う。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|--------------------------------|--|---------|
| 69 | 有害物質（石綿、PCB等）の拡散防止対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。 ・また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組が行われるよう働きかける。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・石綿飛散防止対策セミナー等で解体業者等への適正処理に関する啓発活動を実施した。 ・災害が発生しても適切な石綿飛散防止措置が講じられることを目的に、平常時の準備、災害時の応急対応、モニタリング体制の整備等の具体的な対応手順を定めた「災害時石綿飛散防止マニュアル」を作成するとともに、市町村に対し同様の取組が行われるよう働きかけを実施。 ・災害時に大阪府及び大阪府内の大気汚染防止法所管自治体が、石綿に係る調査を迅速かつ円滑に実施できるよう、災害時における石綿測定調査に関する協定を2つの民間団体と締結。大阪環境測定分析事業者協会（R1.9.12）、（一社）日本環境測定分析協会関西支部（R2.2.28） ・高濃度PCB廃棄物の掘り起こしを行うとともに、保管事業者等に対し処理期限（高濃度R5年度、低濃度R8年度）までの早期適正処理の指導を行った。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の継続及び市町村への働きかけを行う。 ・引き続き、PCB廃棄物の期限内の早期適正処理の指導を行う | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--|---|-------|
| 70 | 火薬類・高圧ガス 製造事業所の 保安対策の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や防消火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組を指導する。 また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組が行われるよう働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や強風により、LPガスの容器転倒や漏えいが発生した。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する自主保安の指導徹底、業界団体等に事故の未然防止の周知と事故発生時の対応体制の維持を要請する。 | 危機管理室 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組の促進を行うため、立入検査を行った。 火薬類：71件、高圧ガス：138件、液化石油ガス：75件 (件数はH27～R 5の実績。権限移譲を行った市町村の立入件数を除く。) 権限移譲している市町村とも「保安3法事務連携機構おおさか」等を通じて、事故事例の情報共有、申請・届出の審査や立入検査時の指導内容の統一化を図っていく等、保安体制の向上に取組んだ。また、府内消防機関及び関係者への耐震対策をはじめ産業保安に係る情報共有・周知を行った。(以下、H27～R 5実績回数) 【保安3法事務連携機構おおさか作業部会】18回 【高圧ガス保安研修会】24回 【LPガス保安講習会】51回 【火薬類保安講習会】18回 | <ul style="list-style-type: none"> 法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組の促進を行うため、毎年立入検査を行う。 火薬類：6件、高圧ガス：13件、液化石油ガス：5件(権限移譲を行った市町村の立入件数を除く。) 保安3法事務連携機構おおさか作業部会や、高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係事業者に対し、耐震対策はじめ産業保安に係る情報共有、周知の充実を図る。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体に地震等への対応を要請する。 容器の転倒防止措置の再点検 地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持 事業者の防災意識高揚を図るための防災訓練の継続実施 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---------------------------|--|-------|
| 71 | 毒物劇物営業者における防災体制の指導 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。 毒劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組が行われるよう働きかける。 | 健康医療部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底について指導を行った。 <立入調査実績>（R 6年度末時点見込） 毒物劇物製造業 931件 毒物劇物輸入業 861件 毒物劇物販売業 10,317件（指定都市及び中核市を含む） | | <ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物営業者の施設への立入調査の実施、法令遵守の徹底の指導を行う。 更新申請時等の機会を捉え、法令要件を満たしているかどうかを確認する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-------------|---|-------|
| 72 | 遺体対策 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年度に策定した「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理や火葬等が行えるよう、集中取組期間中に、市町村における遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。 身元調査法に基づく災害時の身元確認について、府警察の要請に基づき、監察医事務所がその役割の一部を担えるよう事務所の老朽化対策等、機能の充実を図る。また、医師会、歯科医師会等との連携を進める。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震においては、道路の寸断や積雪等により遺体や必要資材の移送に時間を要した。 | 健康医療部 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村担当部局との連携により広域火葬体制を確保し、市町村において、府が締結している葬祭関係団体との協定を踏まえ、関係団体との協定を締結した。 各火葬場の被災状況等に関する情報をリアルタイムで周知できるよう、府ホームページ上に一覧ページを設け、各市町村担当部局が更新できるようにした。 | | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村担当部局と連携し、広域火葬体制の充実に努める。 監察医事務所の老朽化対策等を通じ身元確認の体制の充実を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|----------------|--|---------|
| 73 | 愛護動物の救護 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、集中取組期間中に VMAT（災害派遣獣医療チーム）等が動物救護活動を行うためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。 また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震では、ペット同行の避難者とその他の避難者でのトラブルの発生やはぐれたペットに関する情報など、被災地におけるペット対応が課題となった。 | 環境農林水産部 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 近隣府県市との広域連携体制の構築をした。（関係機関との意見交換 年 1 回実施） 大阪府獣医師会と協定を締結した。（H28 年） 大阪府災害時動物救護活動マニュアルを策定した。（R 元年） ペット同行避難にかかる避難所における手引きを作成し、市町村に対して情報提供した（R 3 年）。 | | <ul style="list-style-type: none"> 訓練の実施等による整備したマニュアルの検証とセンターを拠点とした体制づくりに向けた検討を継続する。 市町村が設置する同行避難可能な避難所の状況把握と、市町村の設置が進むよう同行避難に関する情報を提供する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ペットの所有者明示やしつけ、備蓄など、飼い主による平時からの準備等も重要であり、災害時のペット対応に関する啓発活動を展開する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--------------------------|--|--|------|
| 74 | <p><新規> 防災 DX・新技術の 活用検討</p> <p>重点アクション No.</p> <p>45</p> | <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震では、これまでの災害対応と比較しても困難な状況の中で様々な新技術等が活用され、初動対応・応急対策に大きく貢献した。 ・国の令和 6 年能登半島地震に係る検証チームによる自主点検レポートでは、災害対応上有効と認められる新技術等をとりまとめている。 <p>○災害応急対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災状況の把握等（ドローン、SAR 衛星等） ➢ 被災地進入策の強化（小型軽量化等の特殊車両・資機材、民間の特殊走行技術等） ➢ 被災地域での活動の円滑化（無人ロボット、施設操作の遠隔化・自動化等） ➢ 支援者の活動環境の充実（エアーテント等） <p>○避難所等の生活環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水・電力・通信の確保、保健・医療・福祉の充実（水循環型シャワー、衛星インターネット、HAPS 等） ➢ 災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用（トイレカー、トレーラーハウス、医療コンテナ等） ➢ 地域の防犯対策の充実（防犯カメラ、ドローン等） ➢ 情報の共有・一元化（各システムの充実、システム間の連携強化等） <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の効率化・高度化に向けて、防災 DX・新技術の活用を推進する。 | 全部局 |
| 10 年間（H27～R 6）の実績 | | 令和 7～8 年度の取組 | |
| — | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応能力を向上させるため、新技術の活用について、検討を行う。（個々のアクションでの新技術の活用検討を含む） ・府職員のドローン操縦者を確保するため、ドローン操作に関する研修を行う。 ・ドローンによる物資搬送の体制整備に向け、民間企業との協定締結や訓練の実施等を検討していく。 | |

〔ミッションⅢ〕

「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|---|-------|
| 75 | <p>災害ボランティアの充実と連携強化</p> <p>重点アクション No.</p> <p>46</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後、被災者支援等に活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。 ・また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組を進め、集中取組期間中に登録者数の大幅増加を図る。 ・ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組を強化する。 ・また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、災害時には大阪府社会福祉協議会等と連携して、メール等を活用したボランティア活動希望者向けの情報発信を強化する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震においては、被災家屋へのブルーシート張りなど専門的な技能を持ったボランティアの確保が課題となった。 ・能登半島地震においては、現地で活動できるボランティアの不足が課題となった。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月末時点で、48個人・団体、活動可能人数308人（団体総構成人数：2,661人）が登録した。 ・大阪府社会福祉協議会や各災害中間支援組織等と連携して、ボランティア育成、スキルアップ等の研修を年1～2回実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害ボランティアコーディネーター研修会 10回 ➢ 大阪災害支援活動連携会議 13回 ➢ おおさか災害支援ネットワーク研修会 13回 ・また、令和6年6月に、ボランティア事前登録制度を改定し、これまで5名以上の団体からしか登録できなかつた条件を1名から登録できるように変更するとともに登録するボランティア活動内容欄に、被災住宅の屋根へのブルーシートの展張等を加えるなど、一般、専門ボランティアともに、幅広く登録できるように改善した。 ・加えて、令和6年度は、内閣府の「官民連携による被災者支援体制整備」モデル事業に採択されており、被災地で専門性を有するボランティア団体等のコーディネート等を行う災害中間支援組織の機能強化に取り組んだ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーター等のスキルアップを図るための研修等の充実 ・ボランティア事前登録制度の周知・啓発による登録者の増加 ・大阪府社会福祉協議会、災害中間支援組織（NPO等）との三者連携体制の強化 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア事前登録者向けの座学以外の実地研修などの開催 ・災害中間支援組織（NPO等）と連携した専門ボランティアの確保など | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|------------|---|---------|
| 76 | 災害廃棄物の適正処理 | ・速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。 ・また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 府より計画等を示し、府及び市町村において、仮置場の候補地のリストアップや想定される処理ルートについて定期的に検討を行った。また、大阪府災害廃棄物処理計画を策定（H29.3）し、災害廃棄物に係る処理体制等の基本的考え方を整備した。 府と一般社団法人大阪府清掃事業連合会との間で、災害廃棄物の収集運搬に関する協定を締結した。（H29.8.4） 府内市町村間で、相互支援協定を締結した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 東大阪エリア（H20.3.3） ▶ 堺・泉州エリア（H25.3.22） ▶ 北大阪エリア（H27.7.1） ▶ 南河内エリア（H29.6.1） 近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画を大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（構成員として参画）において策定した。（H29.7） | | | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--|--|----------------|
| 77 | 応急仮設住宅の早期供給体制の整備 重点アクション No. 48 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅については、「建設型応急住宅」において市町村と連携した建設候補地を確保するとともに、「賃貸型応急住宅」においては平時より関連する民間団体との連携強化、仮設住宅となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <p><建設型応急住宅・賃貸型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の住まい確保のため、仮設住宅の必要戸数、設備等を早急に把握することが課題 <p><建設型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設型応急住宅については、大阪府北部地震等では採用されなかった。 能登半島地震では、建設された建設型応急住宅が、その後の大雨によって浸水する事態が生じた。大阪府においても建設用地の一部は浸水想定区域等に指定されている。 <p><賃貸型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震では、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度をはじめて運用したため、市町村の関係部局及び民間関係団体の支部関係者への制度周知が不十分な点もあり、速やかな連携がとれなかった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <p><建設型応急住宅・賃貸型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害発生時に備え、市町村や民間関係団体等との連携強化に努める。 | 危機管理室 都市整備部 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|
| <p><建設型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 木造応急仮設住宅の建設に関する協定を締結（H30） ((一社)日本木造住宅産業協会、(一社)全国木造建設事業協会) 建設型応急住宅用地確保状況調査を実施（2年に1回） 応急仮設住宅建設マニュアルの充実化（マニュアル改定等） 応急仮設住宅建設マニュアルに基づく災害訓練を毎年度実施。 <p><賃貸型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 関西広域連合圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結（H27） 災害時民間賃貸住宅借上制度を迅速かつ適切に運用するためのマニュアルを市町村及び協力団体等と調整し策定。（H29） マニュアルを基に、宅地建物取引業者向け研修会及び市町村危機管理部局の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施。 | <p><建設型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設型応急住宅用地確保状況調査を実施（2年に1回） 応急仮設住宅建設マニュアルの充実化（マニュアル改定等） 応急仮設住宅建設マニュアルに基づく災害訓練を毎年度実施。 <p><賃貸型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の関係部局、民間関係団体本部及び各支部への制度周知と当該機関と連携をした防災訓練を実施する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <p><建設型応急住宅・賃貸型応急住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震等を踏まえた建設型応急住宅用地確保状況調査の調査項目の見直しと対応方針の検討等 地震被害想定見直しによる応急仮設住宅必要数の把握 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|------------------------------|--|-------|
| 78 | 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。 (令和6年度までの目標) ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数は10,000人を確保。 ・被災宅地危険度判定士の登録者数は1,000人確保を継続。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿圏においても大地震の発生した際に、近隣府県も同様に被災していることから、府域の判定活動に必要な判定士の確保が難しい。 ・大地震時は、市町村の実施本部の運営が困難となる可能性があることから応援対戦の構築が必要。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿圏で整備している相互応援体制による判定士派遣の支援を受け、計画どおり判定を実施することができたが、今後の地震に備え判定体制のさらなる充実を図る。 <被災建築物応急危険度判定士の派遣・支援実績> 兵庫、京都、和歌山、福井、三重、徳島、滋賀、奈良、鳥取、民間建築団体、府内市町及び大阪府から派遣支援 (派遣数855人) ※被災宅地危険度判定士については、各市町にて実施。 ただし、島本町での判定においては大阪府からの派遣支援を実施。(他府県からの派遣支援は実施せず。) ・地震発生時に市町村実施本部の運営を応援する体制の構築を図る。 ・引き続き、判定士数の養成、登録を進め判定体制の充実、確保を図る。 | 都市整備部 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・《被災建築物応急危険度判定》(5692人確保(R 6年3月)) ・被災建築物応急危険度判定士要請講習会の実施。(年5回) ・応急危険度判定コーディネータ研修会を実施。(年1回) ・能登半島地震において、実施本部要員並びに被災建築物応急危険度判定士(計26名。大阪府及び12市)を派遣。また、実施本部や危険度判定に係る作業、判明した課題などを国交省や近畿府県市へ報告し共有。 ・《被災宅地危険度判定士》(1750人確保(R 6年3月)) ・被災宅地危険度判定士講習会を実施。(年2回) ・被災宅地危険度判定図上訓練を実施。(年1回) | | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定士の登録者数 5692人(R 6) → 10,000人(R 8) ・被災宅地危険度判定士の登録者数 1,000人確保を継続 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、判定士数の養成、登録を進め判定体制の充実確保を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|---|--|----------------|
| 79 | 中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。 ・集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組を促進する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震は通勤時間帯に発生し、企業における従業員への対応がまちまちであった。判断を個人に委ねるのではなくBCP等で対応を記載すべきである。 ・経済団体と連携し、更にBCP策定促進による災害対応力の強化を行すべきである。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体と連携した更なるBCP策定支援策の実施 | |
| | 重点アクション No. | | 危機管理室 商工労働部 |
| | 49 | | |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等を開催した。 (小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工 会議所実施) 199回、5,481名（H27～R 6） ・コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援を行った。 (小規模補助金事業：府商工会連合会実施) 875件（H27～R 6） ・中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップを開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業等との連携協定 65団体（H27～R 6） ➢ 組合等事業向上支援事業 155団体（H27～R 6） | | <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体と連携したBCP策定支援策を実施する。 ・経済団体や市町村などと連携を強化するとともに、戦略的な普及啓発を実施する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時間帯別に事業所がとるべき行動を定めた『事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン』に応じた対応の働きかけ（各企業BCPに位置付け）や、さらなるBCP策定推進にむけ、経済団体等と官民連携による体制を構築する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|---------------|---|------|
| 80 | 災害復旧に向けた体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共土木施設等の速やかな復旧 ➢ 府有建築物等の速やかな復旧 ➢ 被災農地等の早期復旧支援 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業に従事する事業者や人員の確保が課題となった。 | 全部局 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各訓練（風水害訓練（6月）、地震・津波災害対策訓練（1月）等）を通じて、応急対策実施要領等を始めとする各種マニュアルや協定等を点検し、復旧体制の確認を行った。 ・被災した農地、農業用施設の復旧に向けた体制の再点検を行った。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・各訓練（風水害訓練（6月）、地震・津波災害対策訓練（1月）等）を通じて、応急対策実施要領等を始めとする各種マニュアルや協定等を点検し、復旧体制の確認を行う。 ・被災した農地、農業用施設の早期復旧に向け、災害情報の伝達訓練を実施し、体制の再点検を行う。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時協力業者との事前の協定締結による事業者や人員の確保 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---|--|------|
| 81 | 生活再建、事業再開等の関連情報の提供 <p>重点アクション No. 50</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 被災者生活再建支援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 2) 雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 4) 被災農林漁業者の経営支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。 5) 住宅の供給 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災者が安定した生活を送れるよう、集中取組期間中に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。 ・今後起こりうる南海トラフ地震など、大規模災害により被災した、住家、農家、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を、的確に提供するため、情報提供体制の強化を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震については、災害救助法が適用され、セーフティネット保証4号が発動されたため、同保証を活用し、既存のセーフティネット融資である経営安定資金の活用を行った。 ・平成30年台風第21号については、災害救助法が適用されなかつたため、当初セーフティネット保証4号が発動されなかつたことから、市町村の被害状況を調査し、国にセーフティネット保証4号の発動を要請した。 ・状況を踏まえ、国の地域指定がされたことから、同保証を活用し、経営安定資金を加え、融資条件等を緩和した「台風21号対策資金」を創設し、資金支援を行った。 ・能登半島地震については、災害救助法が適用され、セーフティネット保証4号も発動されたため、同保証を活用し、既存のセーフティネット融資である経営安定資金の活用を行った。また、国の保証料補助が受けられる「新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金」の融資対象者に、災害の被害を受けた中小企業者を追加し、資金支援を行った。 ・大阪府北部地震など度重なる災害により、府では「大阪版みなしひ設住宅制度」、「大阪版被災住宅無利子融資制度」、「大阪版被災農業者無利子融資事業」など新たな府独自制度に加え、様々な生活再建・事業再開等の制度等を整備したが、府民からの問い合わせ対応に一部課題が見受けられた。 ・府民への支援策については、情報収集から整理・発信まで府政情報室が実施した。 ・大阪府北部地震において、災害救助法が適用された12市1町のうち、被災者生活再建支援制度が適用されたのは、高槻市のみであり不均衡が生じた。 <p>○課題や教訓を踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援制度等について、的確な情報提供を行う。 | 全部局 |
| | | | |

| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|---|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の支給等 <ul style="list-style-type: none"> 毎年1回、市町村担当者向けに災害救助法に関する研修会を実施し、また、大規模災害発生時には、被災者生活再建支援法等研修会を実施し、制度の内容について確認、周知した。 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨及び台風第21号において、大阪府独自施策として、被災者生活再建支援法で対象とならない市町の被災者を救済する制度を創設した。 雇用機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> OSAKAしごとフィールドの業務継続計画に基づき、国の対策と連携した就業支援体制の早期確保ができるよう、非常時優先業務等の周知徹底を図った。 中小企業に対する災害時の金融支援措置 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府制度融資等対応に関する説明会を開催し、市町村へ災害時の中小企業向け融資制度を周知や金融支援にかかる災害時緊急マニュアルの点検、関係機関との連絡体制の確認を行った。 被災農林漁業者の経営支援 <ul style="list-style-type: none"> 府・市町村職員、関係団体等を対象とした制度資金説明会（毎年上半期：計4箇所）において、災害時における農業者等の支援に関する各種資金制度の周知活動を行った。 住宅の供給 <ul style="list-style-type: none"> 住宅関連情報の提供体制の整備を行った。 毎年1回、南海トラフ巨大地震等を想定し災害訓練を実施した。その都度、マニュアルの見直しを行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年1回、市町村担当者向けに災害救助法に関する研修会を実施する。また、大規模災害発生時には、被災者生活再建支援法等研修会を実施し、制度の内容について確認、周知する。 引き続き市町村の集まる機会に、災害時の中小企業向け融資制度の周知を実施する。 国の対策等に対応しながら、引き続き、災害時緊急マニュアルの点検や関係機関との連絡体制の確認、就業支援体制を早期に確保するための業務継続計画の点検等を実施する。 大阪府地震・津波災害訓練時に併せて関係機関の状況確認及び情報収集訓練を実施する。 制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。 災害時に円滑に行動できるよう訓練等により情報提供体制を検証し、体制やマニュアル等の隨時見直しを図る。 | |

○課題・教訓・対応などを踏まえた取組

- 災害時の情報発信に関して関係部局と協議のうえ実施する。
- 被災者に対する支援は、国における統一的なルールによる支援が基本と考えることから、被災者生活再建支援法については被災したすべての市町村が対象となるよう、国に求めていく。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|--------------------------------|--|-------|
| 82 | 大阪府復興計画策定マニュアル（案）の作成・充実 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画^{（注）}策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。 引き続きマニュアル（案）の充実を図る。 | 政策企画部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定の手順等のマニュアル（案）を策定（H28.3） 内容の充実を図るため、マニュアル（案）を改定（H30.3） 毎年、マニュアル（案）の点検を行い、組織改編等の状況を踏まえ必要に応じ改定 | | <ul style="list-style-type: none"> 復興計画策定マニュアル（案）の点検・充実を図る。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|------------------------------|--|---------|
| 83 | 大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂 | <ul style="list-style-type: none"> 迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン（H17策定、H26改訂）」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。 | 大阪都市計画局 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 改訂したガイドラインの関係者への周知・習熟を図った。 「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を市町村に周知するとともに、府・市町村の都市計画担当者を対象とした訓練や研修等を実施した。 （府職員向けの地震時初動対応研修や大阪府市町村都市計画主管課長会議において復興ガイドラインを周知。市町村とのワーキング等により図上訓練等を実施し復興手続きを習熟。） | | <ul style="list-style-type: none"> 周知・習熟の取組を踏まえた、ガイドラインの再点検・充実を図る。 市町村への事前復興の取組を引き続き働きかける。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|----------------------------|-------------|---|---------|
| 84 | 復旧資機材の調達・確保 | ・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材（建設資材、木材、機械）の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| ・広域被害を想定した関係団体との連携体制を確立した。 | | ・広域被害を想定した関係団体と確立した連携体制の維持を行う。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---------------------------|---------------------------------------|---|------|
| 85 | 特定大規模災害 ^(注) からの復旧事業に係る府の代行 | ・円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。 | 全部局 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| ・府の代行手続きの設定及び市町村への周知を行った。 | | ・国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施する。 | |

注) 特定大規模災害：極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---------|---|---------|
| 86 | 地籍調査の推進 | ・被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。 ○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など ・津波浸水想定区域全域での官民境界情報整備の実施に向けて市町に働きかける。 | 環境農林水産部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| ・南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域（全体 384km ² のうち、市町村の類似事業分等を除いた対象 123km ² ）において官民境界等の調査を約 112km ² 実施した。 | | ・南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域（全体 384km ² のうち、市町村の独自調査分等を除いた対象 123km ² ）において官民境界等の調査を約 2km ² 実施する。 約 112km ² /約 123km ² （R6）→約 114km ² /約 123km ² （R8） | |

(3) 新アクションプランをより進める推進体制の確立

府の行政機能の維持

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 | |
|-----|----------------|---|--------------|--|
| 87 | 大阪府の初動体制の運用・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震等を想定した、事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」を平成26年度に改訂した。 ・東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。 ・地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCP（業務継続計画）を改訂し、運用していく。 ・BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震において、市町村の被害状況を把握・支援を行うために、発災当日に先遣隊を派遣、その後も現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など、迅速に人的支援を行い一定の機能は果たせた。 ・大阪府北部地震は大阪府北部を中心としたものであったが、今後、南海トラフ地震のように大阪府全域で被害が発生し、交通機関の途絶や職員自身の被災などにより、参考が難しい職員が多数想定される場合にも備えた対応が必要。 ・初動時の核となる職員確保の仕組みや、迅速な被害状況の収集など体制の強化に加え、災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要。 ・また、今後の災害に備え、府民自らが判断し、行動がとれるよう、災害情報を集約・整理を行い、様々な事業者と連携・協力のうえSNSなどあらゆるツールを活用して発信するような情報マネジメントの強化が必要。 ・大阪府北部地震の際は、非常時優先業務に必要な人員を確保できたが、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検が必要である。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁体制による迅速な初動体制の確保 ・被災地における支援等、活動体制の強化 ・災害情報を集約、整理し情報発信の強化 ・大阪府北部地震の状況を踏まえ、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。 ・毎年の訓練等を通じて、職員に周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図る。 | 全部局 危機管理室 | |
| | 重点アクションNo. | | | |
| | 51 | | | |

| 10年間（H27～R6）の実績 | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・水害対策訓練（6月）、地震・津波災害対策訓練（1月）等を踏まえ、実施要領の一部改訂を実施した。 ・H28.4の熊本地震を受けて、他の都道府県への応援に関する項目を追記改訂した。 ・能登半島地震や令和6年8月に初めて発表された南海トラフ地震臨時情報の対応を踏まえ、実施要領を一部改訂した。 ・職員備蓄の理解を深めるため、R4より府庁BCP訓練に職員備蓄配付訓練を追加した。 ・庁舎の耐震化や組織体制等の変更を反映しR5、R6に府庁BCPの一部改訂を行った。 ・H31.3に、大阪府北部地震を踏まえた非常時優先業務の点検を実施した。 ・H29.2に、府庁本館の耐震改修工事の完了により利用可能となった業務資源や3日間に対応した職員備蓄等を反映した府庁BCPを改訂するとともに、部局版BCPについても改訂した。 ・H28.4から順次、発災後3日間に対応した職員用備蓄の確保を実施した。 ・公費備蓄を補完するため、災害時個人用備蓄を職員に呼びかけた。 ・府庁BCP検証訓練（毎年実施）や新規採用職員研修などで、BCPの周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報に関する國の方針、各種訓練での検証等を踏まえ、必要に応じ「大阪府災害等応急対策実施要領」の改訂を行う。 ・公費備蓄を適切に確保するとともに、災害時個人用備蓄の促進に向け職員への啓発を実施する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁職員の防災拠点までの参考時間や安否確認などを一括管理する体制とし、必要な対応要員を把握するとともに、全庁体制による初動体制を強化する。 ・災害対応力・体制の充実を図るため、現場での活動力、機動力や物資搬出入の効率性向上につながる体制の強化 ・府民自らが判断し行動できるよう、ライフライン事業者や鉄道事業者等と連携・協力のうえ様々なツールを活用し情報発信を強化 ・大阪府北部地震や能登半島地震等の状況を踏まえ、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。 ・毎年の訓練等を通じて、職員に周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図る。 |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|----------------------------|--|-------|
| 88 | 大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、既設回線が被害を受けた場合でも、必要な防災情報を迅速かつ的確に収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるよう、平成26年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。 衛星系の防災行政無線で利用している第2世代のサービスの提供が終了することに伴い、第3世代に切り替える。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線設備について、適切に保守点検を行い、情報連絡体制を確保した。 中継所保守点検 12回／年 衛星系防災行政無線の第3世代対応のため、R5年度から検討を進めている。 | | <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線設備について、適切に保守点検を行い、情報連絡体制を確保していく。 衛星系防災行政無線の再構築はR7年度中に完了させる。 地上系防災行政無線についても設備が老朽化しているため、再構築することとし、R12年度の完了をめざして、R8年度から検討を進める。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--------------------|---|--|
| 89 | 災害時の府民への広報体制の整備・充実 | <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。 あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせ駅間停車が発生し、運航停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じ、主要駅を中心に利用者の滞留や混乱が見られた。 災害に対する基礎知識、経験のない訪日外国人等が、交通情報等必要な情報を入手することができず混乱が生じていた。 災害対応初動期の行政間、特に市町村から避難所への情報伝達が上手くできていないよう見受けられた。 府HPにおいて、緊急時の情報と通常の府政情報が混在していた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等への的確な情報提供を行うため、緊急情報トップページを作成予定 鉄道利用者への情報発信の充実、強化を行う。 訪日外国人の視点に立った多言語対応による情報発信を行う。 避難所への情報提供方法の検討を行う。 | <p>危機管理室</p> <p>政策企画部</p> <p>府民文化部</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害時情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替、SNSで発信等）を実施した。 府ホームページに自動翻訳サービスを導入した（12言語）。 おおさか防災ネットや防災情報メールについても14言語対応とした。 令和5年度には、スマートフォン等で利用できる「大阪防災アプリ」を提供開始した。 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNSで発信等）を実施する。 災害時の情報発信に関して関係部局間で協議を実施する。 府ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き継続する。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者等への的確な情報提供を行うため、緊急情報トップページを作成する。 鉄道利用者への情報発信の充実、強化を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に鉄道事業者から受けた情報などをホームページ（おおさか防災ネットなど）やSNS（Xなど）の様々なツールを活用した情報発信を行う。 また、府災害対策本部に、新たに情報発信を行う要員を配備する。 避難所までの情報伝達方法を検討する。（H30年度）また、避難所より多言語支援が必要な避難者情報を収集し、避難所に対し多言語対応の支援を実施する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---|--|-------|
| 90 | 都府県市間相互応援体制の確立・強化 重点アクション No. 52 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都県市、九州地方知事会、中国地方知事会、四国知事会との応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、府民の救助救援、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」における委員意見 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪府北部地震は、出勤時間帯に発災したこと、また府県域を超えて通勤・通学している人が多く、影響が広域に及んだ。広域連合をはじめ鉄道事業者など、広域連携による帰宅困難者対策の取組が必要である。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携による帰宅困難者対策等を推進する。 | 危機管理室 |

| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|--|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、関西広域連合及び関西圏の関係府県市の合同による関西広域応援訓練（図上訓練、実働訓練）を実施。訓練の検証等を通じ、相互応援体制の強化を図った。 ・大阪府が構成府県となっている関西広域連合が中国地方知事会、四国知事会と応援協定を締結。（H29） ・災害時における防災関係機関相互の連携・強化、参加機関の災害対応力の向上、府民の防災意識の高揚を目的に、平成29年度近畿府県合同訓練を実施。（H29）参加機関 約200機関、参加者 約1,400人 ・関西広域連合や他の自治体と合同で令和3年度から帰宅困難者対策訓練を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度行われる、関西広域連合及び関西圏の関係府県市の合同による関西広域応援訓練（図上訓練、実働訓練）に参加し、訓練の検証等を通じ、相互応援体制の強化を図っていく。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <p>＜関西広域連合による取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰宅支援に関するガイドライン」の改正 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国の大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン改正を踏まえた、一斉帰宅抑制後の分散帰宅に混乱の防止について、考え方を取りまとめる。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|--|--|-------|
| 91 | 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府及び大阪市からの要求に応じ地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）が迅速かつ必要な対応を取るとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所との相互協力体制を確立、強化する。 | 健康医療部 |

| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|--|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「地方衛生研究所全国協議会近畿支部総会」及び「地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議」へ毎年参加し、広域連携マニュアルの改正、別表や地方衛生研究所の連絡窓口リストの更新に定期的に取り組んだ。 ・地研近畿ブロックの健康危機管理模擬訓練や同訓練の検討会議に参加するなど、相互協力体制および健康危機対応体制の点検、確認等を毎年行った。 ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の健康危機管理体制整備として、各地研における進捗状況や課題等について情報及び意見交換した。 ・大安研業務継続計画（地震災害編）を令和6年3月に策定し、災害発生時の非常時優先業務を明確にし、必要な体制や対応手順等を定めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。 ・地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議において、広域連携体制の確認を行う。 ・広域連携マニュアルに基づき、他の地方衛生研究所の依頼により相互技術研修を実施する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|------------------------|---|------|
| 92 | 発災時における地域の安全の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。 ➢ 被災地及びその周辺において、警戒活動を実施する。 ➢ ヘリコプター等を効果的に運用し、被災情報の収集、被災者の捜索救出や物資等の空輸及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。 ➢ 被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。 | 警察本部 |

| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|---|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警察大震災総合訓練等を実施。 ・防災関係機関等が主催する訓練に参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集等のためのヘリコプター出動訓練の実施（大阪府警察大震災総合訓練等） | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|---|--|-------|
| 93 | 緊急消防援助隊 受入れ 市町村消防の 広域化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊^(注1)について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。 ・また、いわゆるハイパーレスキー隊^(注2)について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。 ・また、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を一部改定するとともに、市町村消防の広域化や連携・協力の実現に向けた支援を行う。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請を円滑かつ効果的に行うことができる災害発生状況や消防活動状況の情報収集に課題があった。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 応援要否の判断などに活用できるような情報共有体制の確立のために、可能な手法の検討を進める必要がある。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪を被災地として想定した緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施。（H29. 11） ・緊急消防援助隊大阪府航空部隊受援計画を策定。（H 30. 3） ・ハイパーレスキー機能の強化に向け、大阪府国家要望を実施。（H28～R 1、R 4～R 6） 府内市町村とともに、「消防力強化のための勉強会」を設置し、平成30年3月に報告書をとりまとめ。（H28: 5回、H29: 6回開催） ・大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会を開催。（H30. 8, 10, 11） ・大阪府消防広域化推進計画を再策定。（H31. 3）及び一部改定。（R 7. 3 予定） ・緊急消防援助隊派遣への備え ・迅速な救助活動に寄与する道路寸断時の空路での資機材輸送用メッシュコンテナの導入（R 7. 2） ・派遣消防隊員の食料等の備蓄量の拡充（5日分⇒10日分）（R 6. 12） ・消防の広域化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 能勢町から豊中市へ消防事務を委託（H27. 4） ➢ 豊能町から箕面市へ消防事務を委託（H28. 4） ➢ 大阪狭山市から堺市へ消防事務を委託（R 3. 4） ➢ 大阪南消防組合（5市2町1村）（R 6. 4） ・消防の連携・協力（指令台センターの共同運用） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 枚方寝屋川消防組合消防本部・交野市消防本部（H27. 7） ➢ 岸和田市消防本部・忠岡町消防本部（R 3. 2） ➢ 豊中市・吹田市・箕面市・池田市・摂津市消防本部（R 6. 4） ➢ 堺市消防局・和泉市消防本部（R 6. 12） ・消防の連携・協力（はしご車の共同運用） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 枚方寝屋川消防組合消防本部・交野市消防本部（H27. 7） ➢ 堺市消防局・泉大津市消防本部（R 6. 4） | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊派遣への備え <ul style="list-style-type: none"> ➢ 衛星通信手段による派遣消防隊員の通信環境の整備（R 7年度中見込） ➢ 派遣消防隊員が救助活動等に専念できるよう府職員による迅速な後方支援活動を開始（R 7年度） ➢ 大阪を被災地として想定した緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を実施。（R 8） ・消防広域化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一部改定後の大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援する。 | | |

注1) 緊急消防援助隊：被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成された後、災害活動を行う部隊及び制度のこと。

注2) ハイパーレスキー隊：消防救助機動部隊。大規模災害等に対応するため、特別な技術・能力を有する隊員や装備で編成される東京消防庁の特別高度救助隊のこと。

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|----------------------|---|-------|
| 94 | 救急救命士の養成・能力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。また、指導救命士についても同様、救急業務全体の質の向上のため計画的に養成し、維持する。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる研修を受けた救急救命士を計画的に大阪市高度専門教育訓練センターで養成 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2015年から2024年度末で1,449人予定 ・これまで、府外でしか養成できなかつた指導救命士の養成を平成29年度から大阪市高度専門教育訓練センターで実施 ・2015年から2024年度末で258人 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、その能力向上を図る。 ・救急業務全体の質の向上のため指導救命士についても計画的に養成し、維持する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|---|-----------------------|---|------|
| 95 | 救出救助活動体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。 ・地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。 | 警察本部 |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警察大震災総合訓練等を実施。 ・防災関係機関等が主催する訓練に参加。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・近畿管区広域緊急援助隊による合同訓練 ・救出救助技術の向上のための各種災害警備訓練の実施（大阪府警察大震災総合訓練、防災関係機関が主催する訓練等） | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|---|---|-------|
| 96 | 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ 重点アクション No. 53 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等に係る業務にあたる職員(防災要員)や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員(緊急防災推進員)が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災推進員の運用改善 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪府北部地震の発災直後には、大阪府から市町村に対し、初動体制への支援や、情報収集・連絡調整等を行う緊急防災推進員の派遣を行ったが、連携できなかった市町村もあり、効果に地域差が見受けられた。 ・現地情報連絡員（リエゾン）派遣体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リエゾン派遣は、一定の効果が確認されたが、南海トラフ地震のような広域的な場合の効果的な運用の仕組みを整備する必要がある。 ・プッシュ型、プル型人材派遣体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プッシュ型、プル型人材派遣は、一定の効果が確認されたが、南海トラフ地震のような広域的な場合の効果的な運用の仕組みを整備する必要がある。 ・住家被害認定調査など専門職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大阪府北部地震では、時間経過とともに被害程度が明らかとなるにつれ、応急危険度判定や住家被害調査などの要員が多数必要となつた ・災害対応や支援業務全般を取りまとめる専属部隊やリーダーの育成が必要。 | 危機管理室 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|---|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・防災要員、緊急防災推進員に対し、基礎研修や参集先別の研修を実施。また、例年1月には大阪府地震・津波災害対策訓練を実施。 ・平成28年熊本地震及び令和6年能登半島地震において被災地を支援するため、現地に職員を派遣し、実際の災害対応に従事することにより、災害対策本部要員等の意識や能力の向上を図った。 ・D M A T等の医療活動訓練との連動訓練を実施。 ・年に1回府内市町村ごとに、住家の被害認定調査研修を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災要員、緊急防災推進員に対し、基礎研修や参集先別の研修を実施。また、例年1月には大阪府地震・津波災害対策訓練を実施 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災推進員の運用改善 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務内容の再整理及び活動時の業務内容チェックリストの整備 ➢ 市町村への役割周知と市町村訓練への参加による業務の習熟 ➢ 市町村と日頃より連携し顔の見える関係を構築 ・災害時現地情報連絡員（リエゾン）等の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リエゾン業務の整理（被災状況把握、連絡調整、市町村災害対策本部運営支援、プッシュ型人材支援の調整など）及び手引きの作成 ➢ 大規模広域災害時の効率的・効果的な派遣（巡回型リエゾン等）の仕組みの検討 ➢ 派遣職員の分類や派遣時期を明確化 ・専門分野（住家被害認定調査等）要員確保方策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 府内市町村における専門分野の職員数のリストアップ化 ➢ 専門分野業務の支援に関する関係団体との連携による研修実施（市町村所管部局とも連携） ➢ 住家被害認定業務研修等による職員の確保 ・災害マネジメント総括支援員の増員のための働きかけ | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----|-----------------------------|---|------|
| 97 | 発災後の緊急時における財務処理体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、訓練等を通じて実効性を確保しておく。 | 会計局 |

| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 |
|---|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて各部局や指定金融機関、国の機関の協力を得ながら、緊急を要する府費・国費支払等の財務処理に関する訓練を毎年度2回（9月、1月）、継続して実施することで、職員及び関係者の意識の高揚に努め、地震発生後等の災害時等において緊急を要する支払等の財務処理が行える実効性の確保に努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて各部局や指定金融機関、国の機関の協力を得ながら、緊急を要する府費・国費支払等の財務処理に関する訓練を毎年度実施する。 | |

市町村の計画的な災害対策推進への支援

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|----------------|--|-------|
| 98 | 市町村地域防災計画の策定支援 | <p>・「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、大阪府地域防災計画を反映した修正が行えるよう指導・助言および支援に努める。</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R 6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震などでは、市町村における初動体制の構築や災害対策本部の運営、避難所運営などで課題が見受けられた。 <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村自らの災害対応能力の強化を図るための方策の一つとして、市町村地域防災計画の修正支援を行う。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・防災・災害対策の推進の基本となる市町村地域防災計画の修正等が効率的に進むように、大阪府地域防災計画を修正する度に修正のポイントを整理したチェックシートを作成。 ・チェックシートの活用及び修正に際して、事前相談の実施などについての説明会を行った。（H26.9） ・市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2015年から2023年度末で全ての市町村で地域防災計画を1回以上修正した。 ・大阪府北部地震など度重なる災害による教訓を踏まえ、大阪府地域防災計画をH31.1に修正した。 ・能登半島地震等を踏まえ、大阪府地域防災計画をR6年度末に修正した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を実施していく | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|--|-------------|--|-------|
| 99 | 地区防災計画の策定支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村において、地域の自助・共助を推進するため、国が策定したガイドラインに基づき、地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施など支援する。 | 危機管理室 |
| 10年間（H27～R 6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・他府県や府内市町村の先進事例を周知し、市町村の取組を支援した。 ・「地区防災計画フォーラム2019 地区防への道はひとつではない」を実施した。（H31.3） | | <ul style="list-style-type: none"> ・他府県や府内市町村の先進事例を周知し、市町村の取組を支援する。 | |

| No. | アクション名 | 内 容 | 担当部局 |
|-----------------|-------------------|---|-------|
| 100 | 地震災害に備えた市町村に対する支援 | <ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法（H26.3）」に基づく、内閣総理大臣の推進地域の指定（府内42市町村）を踏まえ、同法に基づく推進計画を策定できるよう市町村に対し働きかけや支援を行う。 集中取組期間中には、「津波防災地域づくりに関する法律」により、知事が設定した津波浸水想定（平成25年8月19日設定）を管内に含む沿岸市町の全てが推進計画を策定できるよう支援を行う。 地震発生後も市町村において、必要な行政機能の維持を図るために、市町村BCPの策定・充実等を支援する。 計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村の対策の立案・実行が必要であることから、府として様々な支援に努める。 とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内での取組の均てん化を図るために、市町村から求めがある場合は、その緊要性に鑑み、府の専門人材の派遣を検討する。 庁舎の被災により、災害対応機能の不全や行政サービスの停滞が生じることの無いよう、市町村庁舎の耐震化を働きかける。 <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村における災害対応体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 市町村において全庁応援体制がとれず、災害対応の職員が不足していた 災害対策本部を設けず、危機管理の執務室内で災害対応業務を行い、外部からの問合せに追われ、初動体制の構築に課題 災害対応は首長のリーダーシップが重要であるが、大阪府北部地震での対応は様々。また、首長をサポートする副首長や危機管理部局長のマネジメント力向上が重要 市町村における非常時優先業務（災害応急対策及び優先度の高い通常業務）の再整理が必要である。 大規模災害発生時には、単独の市町村だけでは、災害対応が困難であるため、府と市町村と密接に連携することが重要。 市町村の受援計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府をはじめとするほかの自治体からの人的支援や物的支援を円滑に受け入れるためには、早期の受援計画が求められる。 避難所の運営 <ul style="list-style-type: none"> 一部の市では自主防災組織等により円滑に運営されたが、多くの市では自主防災組織による運営の仕組みが整備されておらず、市職員により運営されていた。 被災者支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、災害救助法に規定される事務の範囲について府と市町村の間で共有されておらず、事務手続きに戸惑いが見られた。 多様な機関・団体と連携 <ul style="list-style-type: none"> 自治体職員が年々減っている現状や、広域な被害が及ぶ場合、自主的な避難所運営、行政機関の広範囲な支援に限界 罹災証明発行業務 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府北部地震では、各市町村の罹災証明発行システムが異なり、応援職員の円滑な業務遂行に支障 能登半島地震では、人員不足等のため、罹災証明書等の発行が遅れた。 能登半島地震では、市町において事前に公費解体を実施するための体制や要綱等を準備できていなかったことが、公費解体が進まなかつた一因という指摘があった。 | 危機管理室 |
| 54 | 重点アクション No. | | |
| 10年間（H27～R6）の実績 | | 令和7～8年度の取組 | |

- ・市町村が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を効率的に作成出来るよう、策定を働きかけ。必要に応じ、情報提供・助言等を実施した結果、対象 42 市町村全てで策定された。
- ・市町村危機管理担当部局長会議や担当課長会議、各種研修会を開催し、市町村の取組を支援。
- ・市町村の受援計画策定を支援した結果、令和 7 年 2 月 1 日時点で、30 市町村で策定された。
- ・令和 4 年 3 月にリニューアルした大阪府防災情報システムに、府内市町村が共通の枠組みで利用できる被災者支援システムを構築した。

- ・引き続き、各市町村を対象とする会議、研修会等で策定を働きかける。また、必要に応じ、情報提供・助言等を実施する。
- ・市町村危機管理担当部局長会議や担当課長会議、各種研修会を開催し、市町村の取組を支援していく。

○課題・教訓・対応などを踏まえた取組

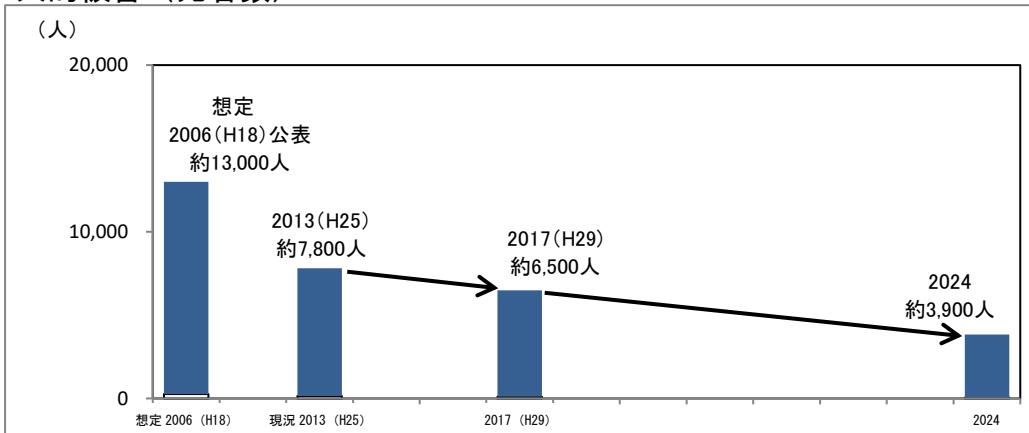
- ・市町村における災害対応体制の強化
 - 非常時優先業務の再整理など業務継続計画（BCP）の特に重要な 6 要素の内容が充実されるよう、事例紹介や研修会を実施するなど市町村の取組を支援する。
 - 全庁による災害対応体制の整備
 - トップセミナーの開催
 - 危機管理部局職員向けマネジメント研修
 - 被災地研修、先進事例の情報提供やブロック会議にて情報共有
 - 災害発生時、市町村と WEB 会議等による情報交換を定期的に実施する
- ・市町村の受援計画策定
 - 受援計画策定の手引き・ひな型の充実
 - 未策定市町村（簡易版作成段階）に対する業務ごとの受援シート作成支援
受援計画策定済み市町村に対しては、訓練や更新の事例の共有等の支援
- ・避難所の運営
 - 長期的な避難所運営を見据え、地域での自主的な運営や民間団体へ外部委託するなど運営方法の検討が必要
 - 運営の担い手と平時より顔の見える関係を構築するため、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、専門知識を有する NPO など、支援機関のネットワーク強化とさらなる連携を行う。
- ・被災者支援
 - 災害救助法に基づく実費弁償の範囲や請求手続きを、あらかじめ府と市町村で確認
- ・多様な機関・団体と連携
 - 罹災証明発行業務、避難所の運営を民間に委託検討
- ・罹災証明発行業務
 - 府内全市町村において広域的な罹災証明発行体制を強化
 - 必要人員の整理や住民が行うべき各種手続きの整理
 - 市町村に被災者支援システムを利用してもらえるように、引き継ぎシステムの周知や研修を実施する。
- ・公費解体・撤去マニュアル（環境省）の周知

各アクションの取組による被害軽減効果

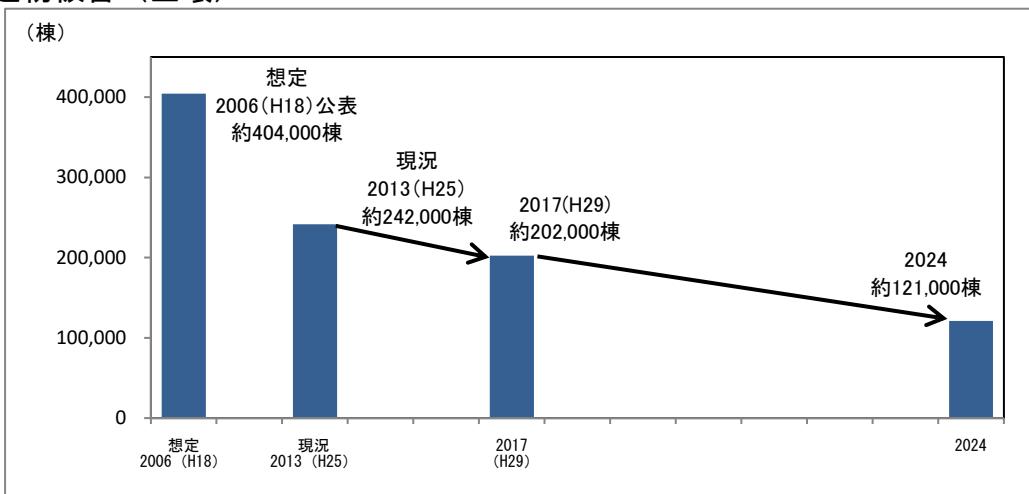
- 住宅・建築物の耐震化のより一層の促進、府民のみなさまに家具等の固定やブロック塀の耐震対策を進めていただくとともに、地域防災力の強化による初期消火の向上を図ることなどにより、「人的被害（死者数）」を限りなくゼロに近づけることをめざします。

【上町断層帯地震】

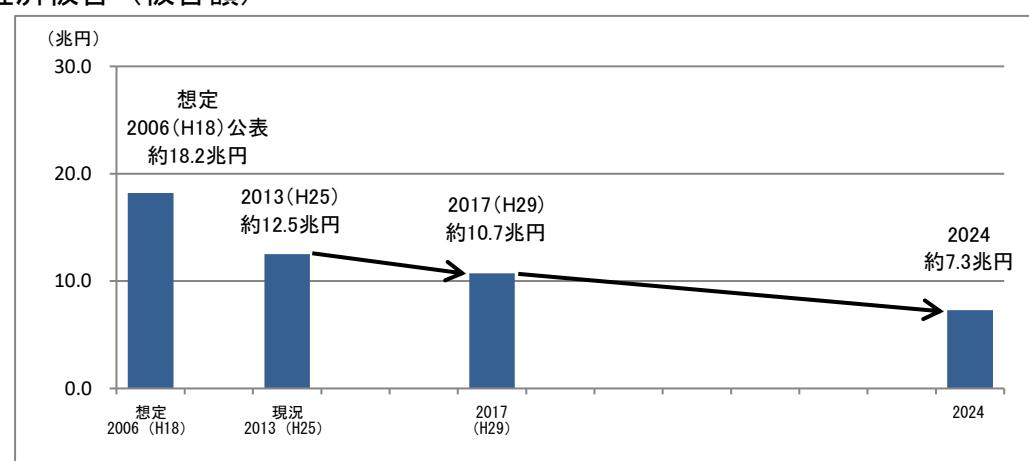
① 人的被害（死者数）



② 建物被害（全壊）



③ 経済被害（被害額）※1



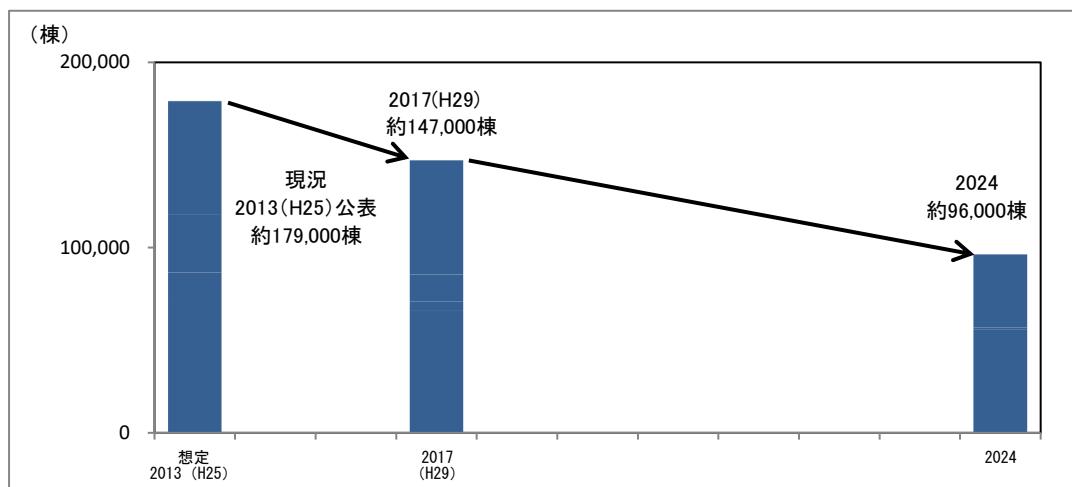
※1 経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上

- ・「資産等の被害額」：建物被害、ライフライン・インフラ施設被害、その他公共土木施設被害 等
- ・「生産・サービスの低下による影響」：民間資本ストック・労働力喪失による産業の生産性低下 等

【南海トラフ巨大地震】

＜防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策による効果＞

① 建物被害（全壊）



参考)

政府地震調査研究推進本部によれば、30年以内の地震発生確率は、

- ・南海トラフの地震（マグニチュード8～9クラス）：80%程度
 - ・上町断層帯の地震（マグニチュード7.5程度）：2～3%
- とされています。